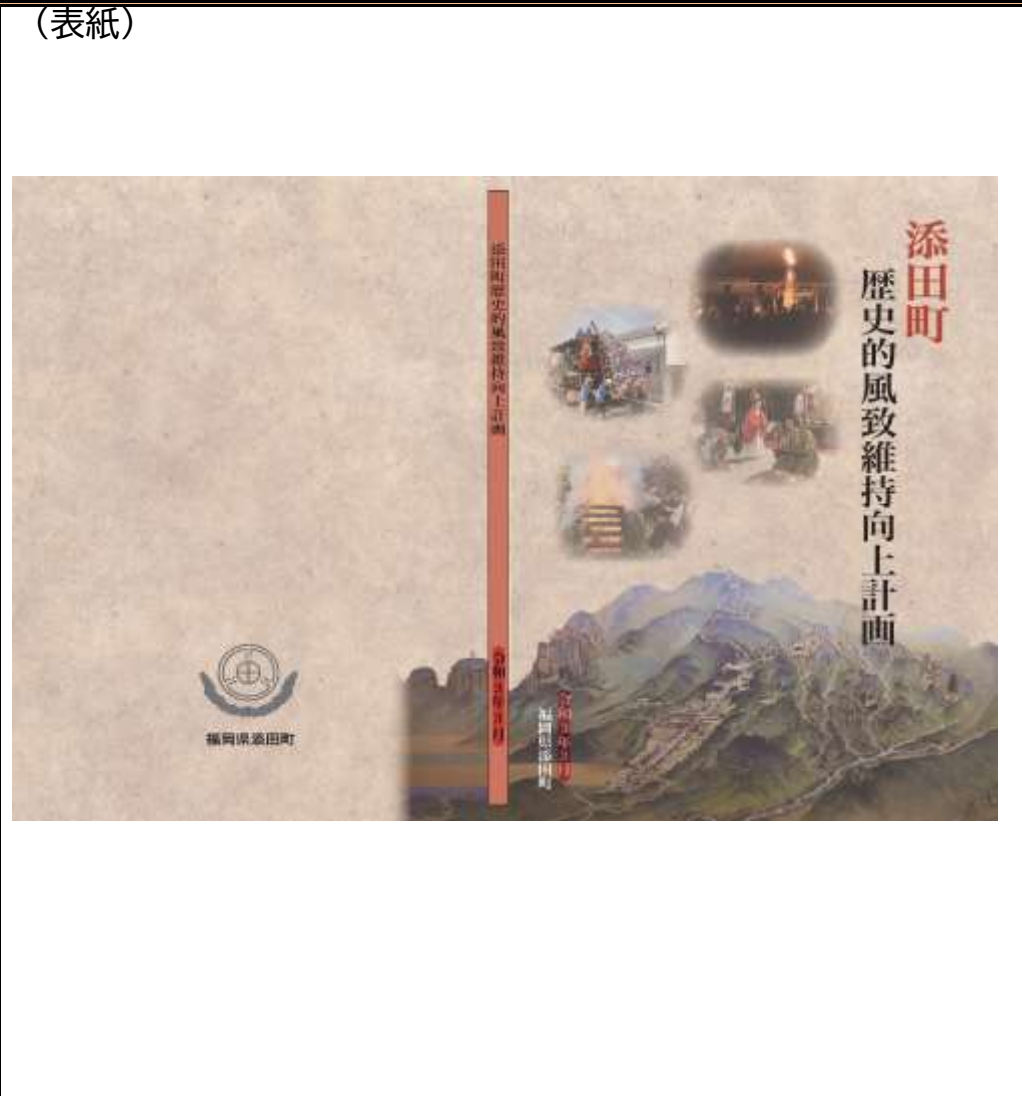
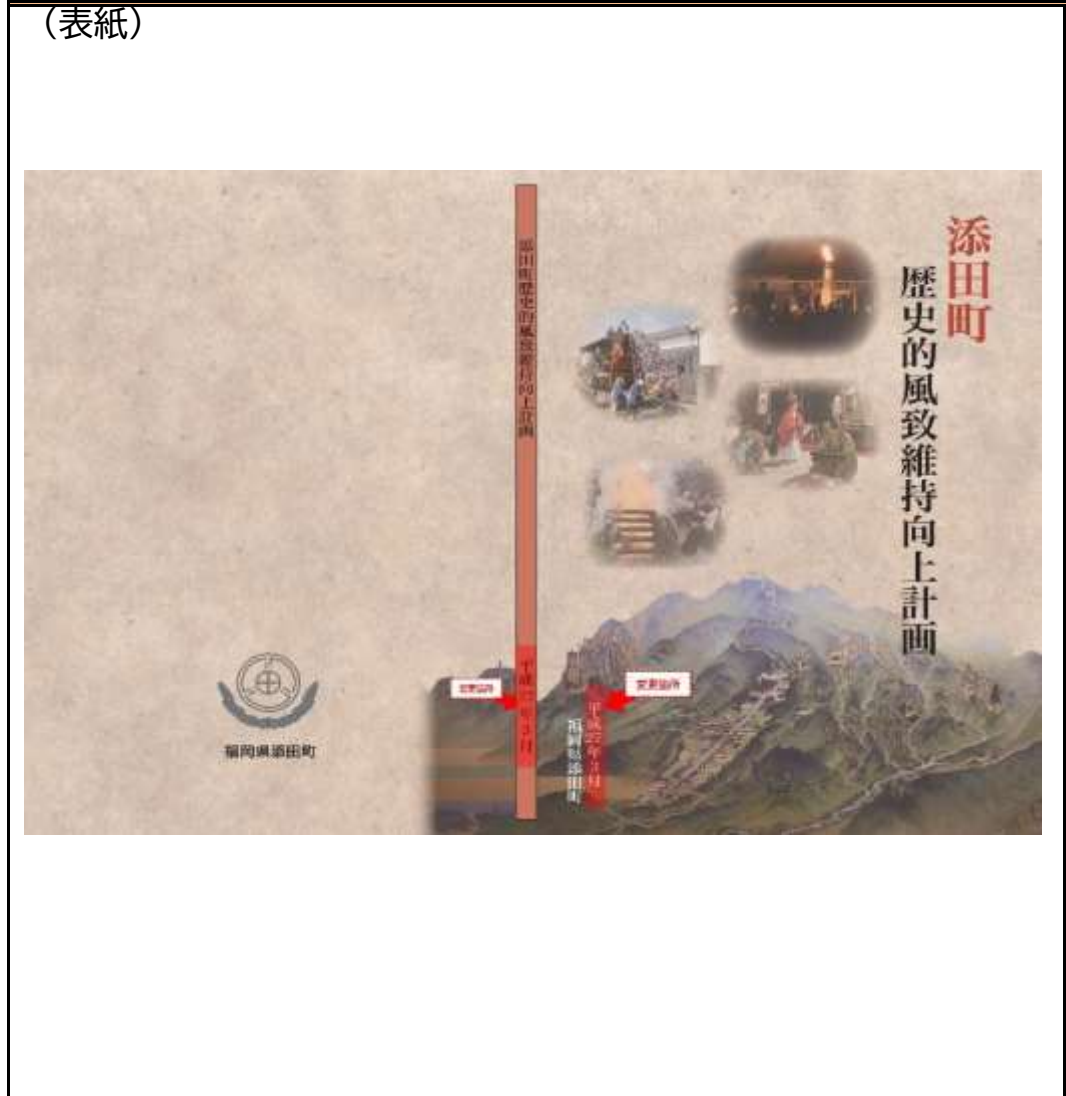


旧	新
---	---





変 章	後 ページ	変 章	前 ページ	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
表紙	表紙	表紙	表紙	平成27年3月	令和3年3月	最終計画更新時期変更のため(軽微な変更)

旧	新
---	---

<p>(P2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、歴史まちづくり法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定による歴史的風致維持向上計画として策定されるものである。</p> <p>また本計画は、「第1町第5次総合計画」における8つの前期の1つである「豊かな心と生きる力が生まれ、文化が躍動するまち」を推進するため、本町の歴史・文化を活用したまちづくり構想として策定された「第1町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」の実現化を図るための計画であり、歴史的風致の維持向上に資する各種事業を計画的、かつ推進力を持って取り組んでいく。</p> <p>3. 計画期間</p> <p>平成26年度から平成35年度までの10年間とする。</p> </div>	<p>(P2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、歴史まちづくり法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定による歴史的風致維持向上計画として策定されるものである。</p> <p>また本計画は、「第1町第5次総合計画」における8つの施策の一つである「豊かな心と生きる力が生まれ、文化が躍動するまち」を推進するため、本町の歴史・文化を活用したまちづくり構想として策定された「第1町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」の実現化を図るための計画であり、歴史的風致の維持向上に資する各種事業を計画的、かつ推進力を持って取り組んでいく。</p> <p>3. 計画期間</p> <p>平成26年度から令和5年度までの10年間とする。</p> </div>
---	--

変 更 後	変 更 前	変 更 前	変 更 後	変 更 理	変 更 由	
序章	ページ	序章	ページ	変 更	理 由	
序章	2	序章	2	平成26年度から平成35年度まで	平成26年度から令和5年度まで	元号改元による変更

旧		新	
(P4)		(P4)	

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 前	変更 後	理由
序章 4	序章 4	平嶋 道行 npo 法人 福岡文化財匠塾正会員 一級建築士 建築学 ○ ○	岡 大輔 特定非営利活動法人 デザイン都市・プロジェクト 理事長 特定非営利活動法人 和の文化研究会 副理事長 都市計画 — ○	前任者の意向による辞任に伴う変更
序章 4	序章 4	太宰府市 教育委員会 文化財課 課長	元太宰府市 教育委員会 文化財課 課長	退職に伴う役職変更
序章 4	序章 4	国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課 課長	国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画管理課 課長	機構変更に伴う変更
序章 4	序章 4	財政課 建設課 まちづくり課 文化財係	【削除】 道路整備課 まちづくり課 歴史文化財係	機構変更に伴う変更

旧 新

(P6)

市計画の策定後、酒田町歴史文化振興局の向上計画推進協議会等での検討協議を進めつつ、事業の進捗に照らし合わせて、事業を推進する中で計画内容の変更の必要性が生じた事項については、決定申請と同様の方法を踏襲して計画変更を行った。詳細は、以下に示すとおりである。

開催日	開催名	主な検討内容
平成26年6月22日(水)	【第1回】歴史的風致維持向上計画の策定後、計画推進協議会	歴史的風致維持向上計画の策定後、事業実施スケジュールの確定
7月22日(水)	市内各町地区協議会の合同	-
8月24日(水)	【第2回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	事業実施スケジュールの確定、新たな事業実施スケジュールの検討・承認
11月10日(水)	【第3回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	本年度実施事業の進捗報告、次年度実施予定事業の検討
平成27年1月22日(水)	【第4回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	事業進捗(1回)の協議
2月19日(水)	懇話会等	計画策定(1回)
3月19日(水)	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請	-

これ以降に追記

(P6)

本計画の策定後、酒田町歴史文化振興局の向上計画推進協議会等での検討協議を進めつつ、事業の進捗に照らし合わせて、事業を推進する中で計画内容の変更の必要性が生じた事項については、決定申請と同様の方法を踏襲して計画変更を行った。詳細は、以下に示すとおりである。

開催日	開催名	主な検討内容
平成26年6月22日(水)	【第1回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	歴史的風致維持向上計画の策定後、事業実施スケジュールの確定
7月22日(水)	市内各町地区協議会の合同	-
8月24日(水)	【第2回】市内計画推進協議会	事業実施スケジュールの確定、新たな事業実施スケジュールの検討・承認
11月10日(水)	【第3回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	本年度実施事業の進捗報告、次年度実施予定事業の検討
平成27年1月22日(水)	【第4回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	計画変更(策)の協議
2月19日(水)	懇話会等	計画変更(策)
3月19日(水)	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請	-
3月19日(水)	【第5回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第6回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第7回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第8回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第9回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第10回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第11回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第12回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第13回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第14回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第15回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第16回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第17回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第18回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第19回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第20回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第21回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第22回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第23回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第24回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第25回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第26回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第27回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第28回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第29回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第30回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第31回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第32回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第33回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第34回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第35回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第36回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第37回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第38回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第39回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第40回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第41回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第42回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第43回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第44回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第45回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第46回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第47回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第48回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第49回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議
3月19日(水)	【第50回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	酒田町歴史的風致維持向上計画の策定申請後の協議

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 理由
序章 6	序章 6	『平成27年3月16日(月)』 ～ 『書面による意見聴取 (令和2年4月8日付依頼)』 までの10項目の追記 (詳細は別シート(5/45)を参照)
		『表 計画策定後の経緯』の追記

平成27年3月16日(月)	【第5回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	添田町歴史的風致維持向上計画の計画変更の確認
平成27年6月24日(水)	【第6回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成26年度の事業スケジュールの確認 平成27年度の実施予定事業の検討
平成28年4月21日(木)	【第7回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成26・27年度実施事業の進行管理・評価 平成28年度の実施予定事業の検討
平成29年3月16日(木)	【第8回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成28年度実施事業の進行管理・評価 平成29年度の実施予定事業の検討
平成30年3月22日(木)	【第9回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成29年度実施事業の進行管理・評価 平成30年度の実施予定事業の検討
平成30年10月25日(木)	【第10回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成30年度実施事業の進捗状況報告 平成31年度の実施予定事業の検討
平成31年3月5日(火)	【第11回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	平成30年度実施事業の進行管理・評価 中間評価(H26-H30) 計画の変更(案)の検討 平成31年度実施予定事業の検討
平成31年3月13日(水)	添田町歴史的風致維持向上計画の変更(軽微な変更)認定申請	
令和元年11月19日(火)	【第12回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	令和元年度実施事業の進捗状況報告 令和2年度の実施予定事業の検討
書面による意見聴取 (令和2年4月8日付依頼)	【第13回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	令和元年度実施事業の進行管理・評価 令和2年度の実施予定事業の検討
書面による意見聴取 (令和3年3月1日付依頼)	【第14回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	計画の変更(案)の検討 令和2年度実施事業の進行管理
令和3年3月12日(金)	添田町歴史的風致維持向上計画の変更(軽微な変更)認定申請	

(P32)

4. 文化財の分布及び特徴

〔1〕 指定文化財の分布状況

本市は、主に英彦山を中心とする指定文化財を有しており、市指定文化財と国指定文化財とを併せて、国指定文化財は13件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

■国指定文化財
国指定文化財は13件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

■県指定文化財
県指定文化財は12件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

■町指定文化財
町指定文化財は6件ある。その内訳は、彫刻1件、建造物1件、有形民俗文化財1件、史跡1件、天然記念物2件となっている。

種別	国指定	県指定	町指定	国県共	合計
有形文化財					
彫刻	1	1	1	3	3
工芸品	1	1	0	2	2
建造物	1	1	1	3	3
有形民俗文化財	4	4	1	9	9
史跡	1	1	0	2	2
名勝	1	1	0	2	2
天然記念物	4	4	0	8	8
無形文化財					
国指定文化財	0	0	0	0	0
県指定文化財	0	0	0	0	0
町指定文化財	0	0	0	0	0
合計	13	12	6	31	31

〔平成29(前)年4月15日現在〕

(P32)

4. 文化財の分布及び特徴

〔1〕 指定文化財の分布状況

本市は、主に英彦山を中心とする指定文化財を有しており、国指定文化財と国県共指定文化財とを併せて、国指定文化財は12件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

■国指定文化財
国指定文化財は12件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

■県指定文化財
県指定文化財は11件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

■町指定文化財
町指定文化財は5件ある。その内訳は、彫刻1件、建造物1件、有形民俗文化財1件、史跡1件、天然記念物2件となっている。

種別	国指定	県指定	町指定	国県共	合計
有形文化財					
彫刻	1	1	1	3	3
工芸品	1	1	0	2	2
建造物	1	1	1	3	3
有形民俗文化財	4	4	1	9	9
史跡	1	1	0	2	2
名勝	1	1	0	2	2
天然記念物	4	4	0	8	8
無形文化財					
国指定文化財	0	0	0	0	0
国県共指定文化財	0	0	0	0	0
町指定文化財	0	0	0	0	0
合計	12	11	5	28	28

〔平成29(前)年4月15日現在〕

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更理由
第1章 32	第1章 32	県指定文化財は13件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。
第1章 32	第1章 32	県指定文化財は12件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、天然記念物4件となっている。
第1章 32	第1章 32	名勝 県指定 「1」 名勝 合計欄 「2」
第1章 32	第1章 32	合計欄 県指定 「13」 合計欄 合計 「32」
		「-」 「1」
		「12」 「31」

県指定名勝「英彦山頭揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため

(P33)

ア 国指定文化財

国指定文化財は13件あり、その内訳は、工芸品3件、漆器・漆器1件、考古資料1件、建造物4件、無形民俗文化財1件、史跡1件、名勝1件、天然記念物2件であり、その多くは英彦山にまつわる文化財である。

工芸品は、数少ない山内権徳の信仰資料として貴重である「彦山三所権徳御正体」と、参詣者が使用していた板瓦で、室町時代の元龜3（1572）年に製作されたとされる「板瓦板瓦」がある。

考古資料は、木造思想による仏法鏡をおそれ、赤銅再生にそなえるために作られ、英彦山南彦山頂で発見された「備前国英彦山越前出子品」がある。

漆器・漆器は、備前三郡の一つで、他に類例がなく、貴重な漆器である「仁三院若狭（上杉）色紙金箔御飯」がある。

建造物は、英彦山に「英彦山神社本願殿」と「英彦山神社本願寺」があり、前回は「本願寺在り」と、前回は「前山山家在り」とある。

「英彦山神社本願殿」は、小倉藩主頼朝忠義によって元和3（1616）年に建立されたもので、前回の御飯殿大の木造建造物である。元々は、英彦山霊仙寺の大講堂として建立されたものが、神仏分離により本願殿へ改称されたもので、現在も内陣と外陣に区分される等の寺院の講堂としての機能が残されている。明治10（1877）年に屋根葺を行った後、明治40（1907）年に国宝指定、昭和5（1930）年に台風罹災を受けて昭和7～8年（1932～3）に解体修繕を行った。文化財保護法制定後の昭和28（1953）年に棟札14枚とともに重要文化財に登録されている。




種別	指定年月日	名称	所在地	備考
有形文化財	昭和24年4月22日	彦山三所権徳御正体	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	板瓦板瓦	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	仁三院若狭（上杉）色紙金箔御飯	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願殿	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置	

第1章 彦山町の歴史と自然環境の概要 33

(P33)

ア 国指定文化財

国指定文化財は13件あり、その内訳は、工芸品2件、漆器・漆器1件、考古資料1件、建造物4件、無形民俗文化財1件、史跡1件、名勝1件、天然記念物2件であり、その多くは英彦山にまつわる文化財である。

工芸品は、数少ない山内権徳の信仰資料として貴重である「彦山三所権徳御正体」と、参詣者が使用していた板瓦で、室町時代の元龜3（1572）年に製作されたとされる「板瓦板瓦」がある。

考古資料は、木造思想による仏法鏡をおそれ、赤銅再生にそなえるために作られ、英彦山南彦山頂で発見された「備前国英彦山越前出子品」がある。

漆器・漆器は、備前三郡の一つで、他に類例がなく、貴重な漆器である「仁三院若狭（上杉）色紙金箔御飯」がある。

建造物は、英彦山に「英彦山神社本願殿」と「英彦山神社本願寺」があり、前回は「本願寺在り」と、前回は「前山山家在り」とある。

「英彦山神社本願殿」は、小倉藩主頼朝忠義によって元和3（1616）年に建立されたもので、英彦山神社本願寺大の本堂建造物である。元々は、英彦山霊仙寺の大講堂として建立されたものが、神仏分離により本願殿へ改称されたもので、現在も内陣と外陣に区分される等の寺院の講堂としての機能が残されている。明治10（1877）年に屋根葺を行った後、明治40（1907）年に国宝指定、昭和5（1930）年に台風罹災を受けて昭和7～8年（1932～3）に解体修繕を行った。文化財保護法制定後の昭和28（1953）年に棟札14枚とともに重要文化財に登録されている。




種別	指定年月日	名称	所在地	備考
有形文化財	昭和24年4月22日	彦山三所権徳御正体	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	板瓦板瓦	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	仁三院若狭（上杉）色紙金箔御飯	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願殿	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
	昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置
昭和24年4月22日	英彦山神社本願寺	英彦山	本願寺境内の境内に安置	

第1章 彦山町の歴史と自然環境の概要 33

変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更理由
第1章	33	第1章	33	昭和3年2月7日 英彦山庭園 英彦山 「旧亀石坊庭園」など、英彦山の庭園文化の様相を表す7つの庭園 指定構成要素追加(令和2年3月10日)による名称変更

旧	新
---	---

(P34)

「英彦山神社庭園鳥居」は、修験道土師高道法師寛永14（1637）年に建立したもので、肥前国の特産物によって造られた漆調製の鳥居である。柱間約6m、地面より貫下まで約5.3mで、参道門前を領域とする英彦山神宮大門口に位置している。

「旧亀山家住宅」は、天保12（1841）年に建てられた茅葺の雪隠造の建築物で、よく原型を保っているばかりでなく、以下の両庭の母体として貴重な住宅である。

「中島家住宅」は、江戸時代（19世紀前半）に建てられた棟軸組造りや、檜葺等の醸造で材を採した旧家の保存とそれらの製造にかかわる職で構成され、昔から人通りの多かった郡田本町に位置する。以下の町家が人形屋造・薬人が多く見られるなど、町家造・平人とあって閉じが狭く、商家であるのに商家に近いや雰囲気をもち建築物であり、良質な保存状態がよい住宅である。

前掲は、「雪舟の庭園」の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」の庭園文化の様相を表している。英彦山の庭園文化の様相を表現している。英彦山の庭園文化の様相を表現している。英彦山の庭園文化の様相を表現している。

天然記念物に、樹齢1,900年、樹高36mで森の巨人とも呼ばれる「英彦山の鬼天牛」が英彦山にある他、山腹隈が平田でその周囲が激しい岩壁をなす異形樹な巨木トモ植物の「亀石目」がある。




英彦山神社庭園鳥居



旧亀山家住宅



旧亀石坊庭園



英彦山（一ノ宮展望）

34 第1章 英彦山の歴史と自然環境の資源

(P34)

「英彦山神社庭園鳥居」は、修験道土師高道法師寛永14（1637）年に建立したもので、肥前国の特産物によって造られた漆調製の鳥居である。柱間約6m、地面より貫下まで約5.3mで、参道門前を領域とする英彦山神宮大門口に位置している。

「旧亀山家住宅」は、天保12（1841）年に建てられた茅葺の雪隠造の建築物で、よく原型を保っているばかりでなく、以下の両庭の母体として貴重な住宅である。

「中島家住宅」は、江戸時代（19世紀前半）に建てられた棟軸組造りや、檜葺等の醸造で材を採した旧家の保存とそれらの製造にかかわる職で構成され、昔から人通りの多かった郡田本町に位置する。以下の町家が人形屋造・薬人が多く見られるなど、町家造・平人となって閉じが狭く、商家であるのに商家に近いや雰囲気をもち建築物であり、良質な保存状態がよい住宅である。

前掲は、「雪舟の庭園」の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」の庭園文化の様相を表している。英彦山の庭園文化の様相を表現している。英彦山の庭園文化の様相を表現している。英彦山の庭園文化の様相を表現している。

天然記念物に、樹齢1,900年、樹高36mで森の巨人とも呼ばれる「英彦山の鬼天牛」が英彦山にある他、山腹隈が平田でその周囲が激しい岩壁をなす異形樹な巨木トモ植物の「亀石目」がある。



英彦山神社庭園鳥居



旧亀山家住宅



旧亀石坊庭園



英彦山（一ノ宮展望）

34 第1章 英彦山の歴史と自然環境の資源

変更後 章	後 ページ	変更前 章	前 ページ	変更後	変更前	理由
第1章	34	第1章	34	名勝は、英彦山修験道坊家の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」があり、雪舟の作庭と伝わる。	名勝は、雪舟の作庭と伝わる「旧亀石坊庭園」など、英彦山の庭園文化の様相を表している7つの庭園で構成される「英彦山庭園」がある。	構成要素追加による指定名称の変更及びそれに伴う記載内容の変更

旧 新

(P35)

(P35)

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第1章 35	第1章 35	県指定文化財は13件あり、その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。	県指定文化財は12件あり、その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、天然記念物4件となっている。	県指定名勝「英彦山顕揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため
第1章 35	第1章 35	名勝は、英彦山修験道坊家の庭園である ひこさんけんようぼうていえん 「英彦山顕揚坊庭園」がある。	削除	
第1章 35	第1章 35	名勝 平成23年3月18日 英彦山 顕揚坊庭園 英彦山江戸前期、座観式庭園	削除	

旧		新	
(P37)		(P37)	

変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更 前	変更 後	変更 理由
第1章	37	第1章	37	旧亀石坊庭園	英彦山庭園(旧亀石坊庭園)	国指定名勝「英彦山庭園」となったため
第1章	37	第1章	37	英彦山旧頭揚坊庭園 (該当黄丸を含む)	英彦山庭園(旧頭揚坊庭園) (該当黄丸を黒丸に変更)	県指定名勝「英彦山頭揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため

旧

(P39)

イ 修験道に関する歴史的建築物

英彦山神宮門前や英彦山内には、英彦山神宮跡及び奉幣殿等の指定文化財以外にも、祠社や社殿、山伏の修行の場である堂宇の修験道に関する歴史的建築物が多く集積している。

【修験】
英彦山神宮門前には、惣括と築かれた敷地内に、かつて山伏の活動拠点である宿坊や講堂、講堂、陣置があるが、石段・石段・石段等の工作物が散在している。

英彦山門前の歴史的地域

正徳坊 花山修験 陣置

【社殿・祠】
英彦山内には、山伏の修行の場である社殿や祠が現在も残されている。

英彦山神宮上宮 雲住神社(尊経坊) 大南神社(大南窟)

第1章 英彦山の歴史的地域の発展 39

新

(P39)

イ 修験道に関する歴史的建築物

英彦山神宮門前や英彦山内には、英彦山神宮跡及び奉幣殿等の指定文化財以外にも、祠社や社殿、山伏の修行の場である堂宇の修験道に関する歴史的建築物が多く集積している。

【修験】
英彦山神宮門前には、惣括と築かれた敷地内に、かつての山伏の活動拠点である宿坊や講堂、祠社、陣置があるが、石段・石段・石段等の工作物が散在している。

英彦山門前の歴史的地域

正徳坊 花山修験 陣置

【社殿・祠】
英彦山内には、山伏の修行の場である社殿や祠が現在も残されている。

英彦山神宮上宮 雲住神社(尊経坊) 大南神社(大南窟)

第1章 英彦山の歴史的地域の発展 39

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第1章 39	第1章 39	御旅所庭園 顕揚坊庭園 政所坊跡庭園	英彦山庭園(英彦山神宮旅殿庭園) 英彦山庭園(旧顕揚坊庭園) 英彦山庭園(旧政所坊庭園)	それぞれの庭園が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。(併せて、指定名称と整合を図る) ※図の「緑」着色から「黒」丸に変更
第1章 39	第1章 39	旧亀石坊庭園	英彦山庭園(旧亀石坊庭園)	構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。

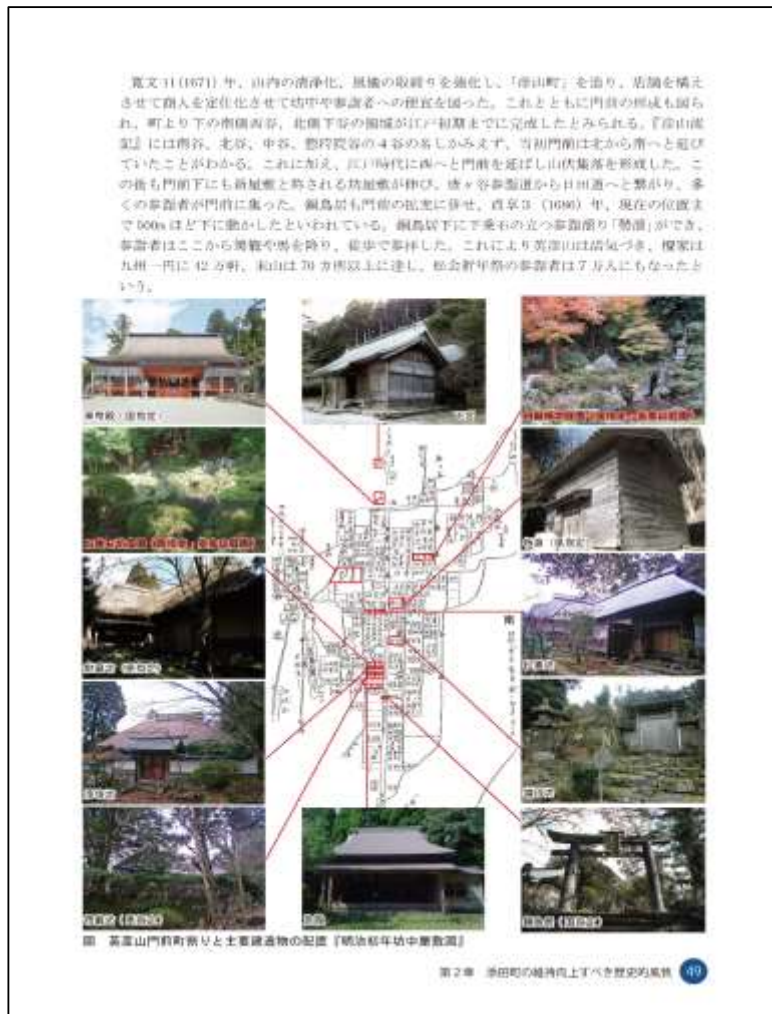
旧

(P49)



新

(P49)



変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更理由
第2章	49	第2章	49	<p>旧頭楊坊庭園(国指定:英彦山庭園) 旧亀石坊庭園(国指定:英彦山庭園)</p> <p>構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。</p>

旧	新
---	---

(P66)

1-4. 神幸祭にみる歴史的風致

英彦山神宮の神幸祭は平安時代に崇徳上人が創始し、彦山十二社権現が「下宮」から御幸する祭礼として行われた。文安3(1446)年の『彦山諸神復改築』には正月15日初霧地で当田仕が決まると旧暦2月14、15日に執り行われたことが見える。現在は2月14日に松遊座で当田仕を決め、4月中旬の上座日、日曜日の2日間におたって執り行われている。江戸時代の『英彦山大権現社会之図』にはその様子が詳細に描かれている。神幸祭は、英彦山神宮本館前から大門筋御鳥居の北側にある御旗所まで、門前参道を2日間におたって三基の神輿が往來する。その際、稚児舞や鉦舞、獅子舞、流籠馬が奉納される。

神幸祭の様子
(昭和10年代 (1935～1944))

神輿のお下りの様子
(昭和10年代 (1935～1944))

神輿が渡御還御する参道沿いには、県指定有形民俗文化財である顕揚坊や舊観坊、**国指定有形民俗文化財である顕揚坊や古式坊舎の増了坊**、浄徳坊が立ち並んでおり、参道に面した棟門の裏に新橋出陣と御幸を兼ねた「客殿」と日常生計の場「内膳」を併置で築いた坊舎。客殿前に配された扁額が拝堂を飾り、坊舎とは山伏法師として體面に一定の資格を認められた僧を頭とし、その弟子たち、勞役に従事する下級の僧、僧侶の下男下女までを含めた小組織の本體となる場であった。また山伏法師を頭として英彦山に結縁した下界の信者たちが本山に参詣したときには、御持前坊の場となり、また奥家の信者たちには珍しい料理や酒の馳走が振る舞われる場所でもあった。

昭和初期の英彦山門前坊舎群

参道の様子

参道からみた宿坊の様子

66 第2章 旧田町の趣向向上すべき歴史的風致

(P66)

1-4. 神幸祭にみる歴史的風致

英彦山神宮の神幸祭は平安時代に崇徳上人が創始し、彦山十二社権現が「下宮」から御幸する祭礼として行われた。文安3(1446)年の『彦山諸神復改築』には正月14日初霧地で当田仕が決まると旧暦2月14、15日に執り行われたことが見える。現在は2月14日に松遊座で当田仕を決め、4月中旬の上座日、日曜日の2日間におたって執り行われている。江戸時代の『英彦山大権現社会之図』にはその様子が詳細に描かれている。神幸祭は、英彦山神宮本館前から大門筋御鳥居の北側にある御旗所まで、門前参道を2日間におたって三基の神輿が往來する。その際、稚児舞や鉦舞、獅子舞、流籠馬が奉納される。

神幸祭の様子
(昭和10年代 (1935～1944))

神輿のお下りの様子
(昭和10年代 (1935～1944))

神輿が渡御還御する参道沿いには、県指定有形民俗文化財である顕揚坊や舊観坊、**国指定有形民俗文化財である顕揚坊や古式坊舎の増了坊**、浄徳坊が立ち並んでおり、参道に面した棟門の裏に新橋出陣と御幸を兼ねた「客殿」と日常生計の場「内膳」を併置で築いた坊舎。客殿前に配された扁額が拝堂を飾り、坊舎とは山伏法師として體面に一定の資格を認められた僧を頭とし、その弟子たち、勞役に従事する下級の僧、僧侶の下男下女までを含めた小組織の本體となる場であった。また山伏法師を頭として英彦山に結縁した下界の信者たちが本山に参詣したときには、御持前坊の場となり、また奥家の信者たちには珍しい料理や酒の馳走が振る舞われる場所でもあった。

昭和初期の英彦山門前坊舎群

参道の様子

参道からみた宿坊の様子


66 第2章 旧田町の趣向向上すべき歴史的風致

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 前	変更 後	変更 理由
第2章 66	第2章 66	県指定名勝の顕揚坊や古式坊舎の増了坊、	指定名勝 英彦山庭園の構成要素の一つである庭園を保有する顕揚坊や古式坊舎の増了坊、	県指定名勝「英彦山顕揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため


旧	新
---	---

(P67)


旅殿敷の下の石垣は、平塚藩十二代藩主の御殿跡で、神宮寺神馬が御幸する場所である。建物の土間に遺跡の痕跡がある(1962年)。



旅殿敷石門跡(1962年)



旅殿敷石門跡(1962年)



旅殿敷石門跡と神皇御座跡


旅殿敷の下の石垣は、平塚藩十二代藩主の御殿跡で、神宮寺神馬が御幸する場所である。建物の土間に遺跡の痕跡がある(1962年)。

旅殿敷石門跡(1962年)


旅殿敷石門跡(1962年)

(P67)


旅殿敷の下の石垣は、平塚藩十二代藩主の御殿跡で、神宮寺神馬が御幸する場所である。建物の土間に遺跡の痕跡がある(1962年)。



旅殿敷石門跡(1962年)



旅殿敷石門跡(1962年)



旅殿敷石門跡と神皇御座跡

旅殿敷の下の石垣は、平塚藩十二代藩主の御殿跡で、神宮寺神馬が御幸する場所である。建物の土間に遺跡の痕跡がある(1962年)。

旅殿敷石門跡(1962年)

旅殿敷石門跡(1962年)

変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更前	変更後	理由
第2章	67	第2章	67	旅殿敷地東にはひょうたん形をした古式庭園があり、庭園を	旅殿敷地東には、ひょうたん形をした指定名勝「英彦山庭園」の構成要素の一つである庭園があり、庭園を	庭園が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。
第2章	67	第2章	67	旧亀石坊庭園 政所坊跡庭園	英彦山庭園(旧亀石坊庭園) 英彦山庭園(旧政所坊庭園)	それぞれの庭園が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため。(併せて、指定名称と整合を図る)

旧		新	
(P129)		(P129)	

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 前	変更 後	理由
第3章 129	第3章 129		<p>H30.3月の『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』の全面改訂による修正 (詳細は別シート(17/45)を参照)</p>	<p>H30.3月の『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』の全面改訂による修正</p>

旧	新
---	---

(P134)

4. 計画の実施方法及び実施体制

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定時同様「**まちづくり課歴史文化財係**」が事務局を担い、歴史まちづくり法第11条に基づく浜田町歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。

計画の推進や事業の実施に際しては、国や関係機関の指導を仰ぎながら、庁内の関係各課との連絡調整を行いつつ、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議の上、一体となって事業を推進する。

また、必要に応じて浜田町文化財専門委員会に事業内容や計画の進捗状況等の報告を行い、意見を求めることとする。

図 歴史的風致維持向上のための推進体制

134 第3章 歴史的風致維持向上に関する方針

(P134)

4. 計画の実施方法及び実施体制

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定時同様「**まちづくり課歴史文化財係**」が事務局を担い、歴史まちづくり法第11条に基づく浜田町歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。

計画の推進や事業の実施に際しては、国や関係機関の指導を仰ぎながら、庁内の関係各課との連絡調整を行いつつ、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議の上、一体となって事業を推進する。

また、必要に応じて浜田町文化財専門委員会に事業内容や計画の進捗状況等の報告を行い、意見を求めることとする。

図 歴史的風致維持向上のための推進体制

134 第3章 歴史的風致維持向上に関する方針

変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更前	変更後	理由
第3章	134	第3章	134	まちづくり課文化財係	まちづくり課 歴史 文化財係	機構改革による係名変更
第3章	134	第3章	134	まちづくり課 文化財係 建設課 教育委員会 教務課	まちづくり課 歴史 文化財係 道路整備課 教育委員会 社会教育課	

添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想は、添田町第5次総合計画を推進するため、本町が有する数々の歴史遺産を活用し、まちの活性化へつなげていくことを目的に、平成24年3月に策定された。本構想は、「英彦山門前及び周辺まちづくり構想」と「添田本町地区・旧小倉街道町並みまちづくり構想」の2つの構想から成り、構想を推進する為の中短期的なプログラムが定められている。

英彦山門前及び周辺まちづくり構想は、「英彦山関連文化財群の保存活用による英彦山門前町の再興」を掲げ、「英彦山神宮や参道の継承」や「門前町を構成する宿坊や庭園等の保存活用」、「英彦山門前町回遊ネットワークの形成」の3つの取組みが打ち出されている。この実現化に向けた中短期的なプロジェクトとして、「史跡指定推進事業」や「文化財群の公開事業」、「来訪者のもてなし事業」が位置づけられている他、担い手の育成・連携も位置づけられている。

添田本町の旧小倉街道町並みまちづくり構想は、「市街ゾーンの都市機能バランスを整える歴史文化軸の再生」を掲げ、設定した街なか回遊ルートとスポーツレクルートが交差する旧小倉街道を歴史文化軸と位置づけられている。歴史文化軸では、重要文化財の中島家住宅等を活用した「文化芸術活動の拠点整備」や「歴史観光交流の拠点整備」の取組みが位置づけられている。その他、地元住民とのまちづくりの展開に向けた「まちづくり拠点整備」、「一体的な町並みまちづくり」、「地元協議によるまちづくり」の方策が位置づけられている。

なお、本構想の実現に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の策定・認定を目指すことが位置づけられている。

添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想は、添田町第5次総合計画を推進するため、本町が有する数々の歴史遺産を活用し、まちの活性化へつなげていくことを目的に、平成24年3月に策定した。

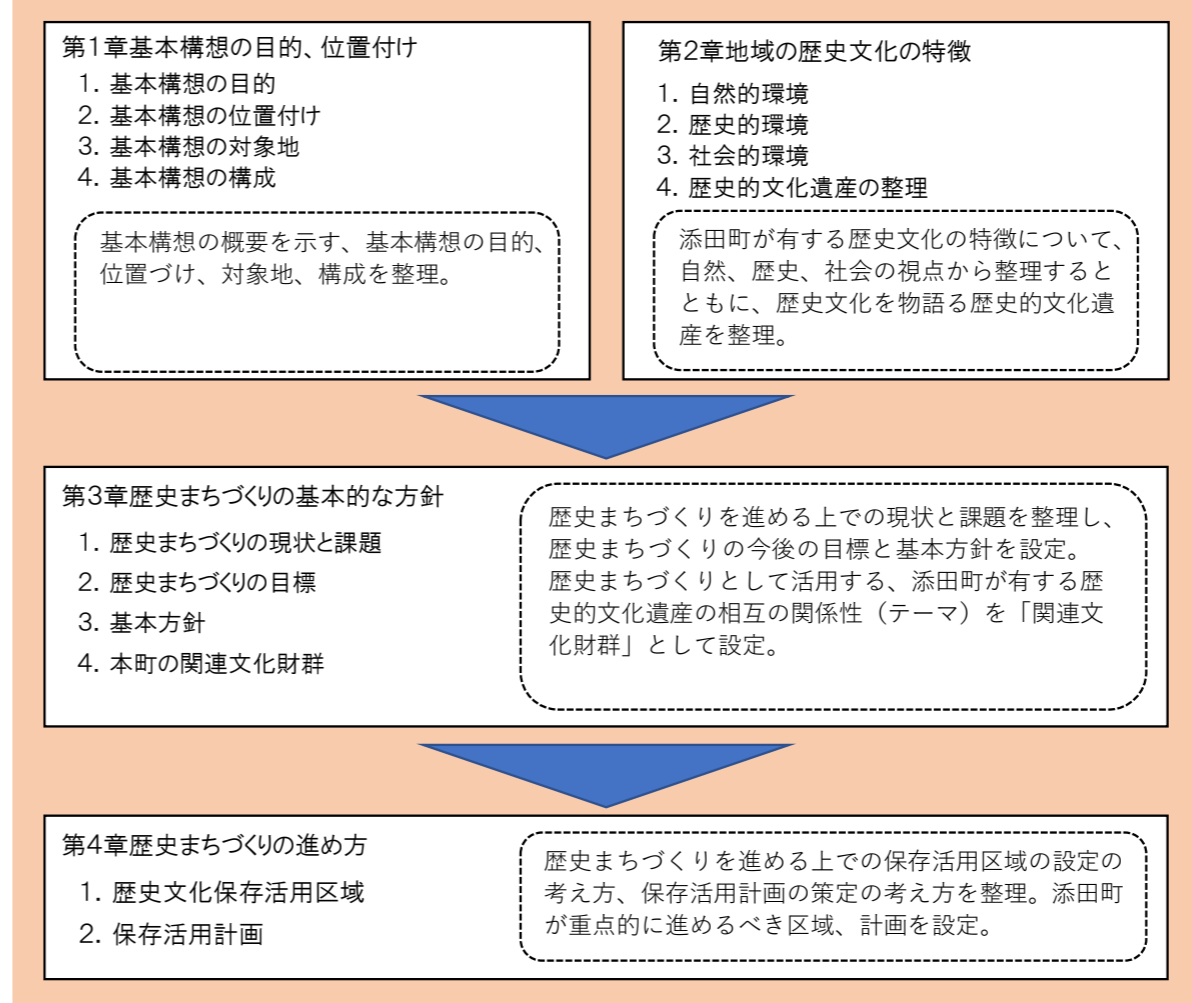
しかし、その後、平成26年6月の「添田町歴史的風致維持向上計画」の認定と併せ、観光庁において『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月策定)』など、従来の文化財保護施策だけでなく、活用にも力点を置いた施策が位置付けられ、基本構想の策定後、「歴史的文化遺産の保存活用を通じたまちづくり」を取り巻く情勢が変化したことに伴い、平成30年3月に基本構想の改定を行った。

改定後の本構想では、「歴史的文化遺産の価値を堅実に保存」、「歴史的文化遺産の魅力を積極的に活用」及び「官民連携による歴史的文化遺産の保存活用」の3つを基本方針と、それを実現するため7つの実施方針を定め、町内において、歴史的文化遺産の集積状況やそれらの周辺環境が一体となった価値の形成状況等を鑑み、「英彦山地区」と「添田本町等地区」を重点的に取り組む地区として位置付けている。

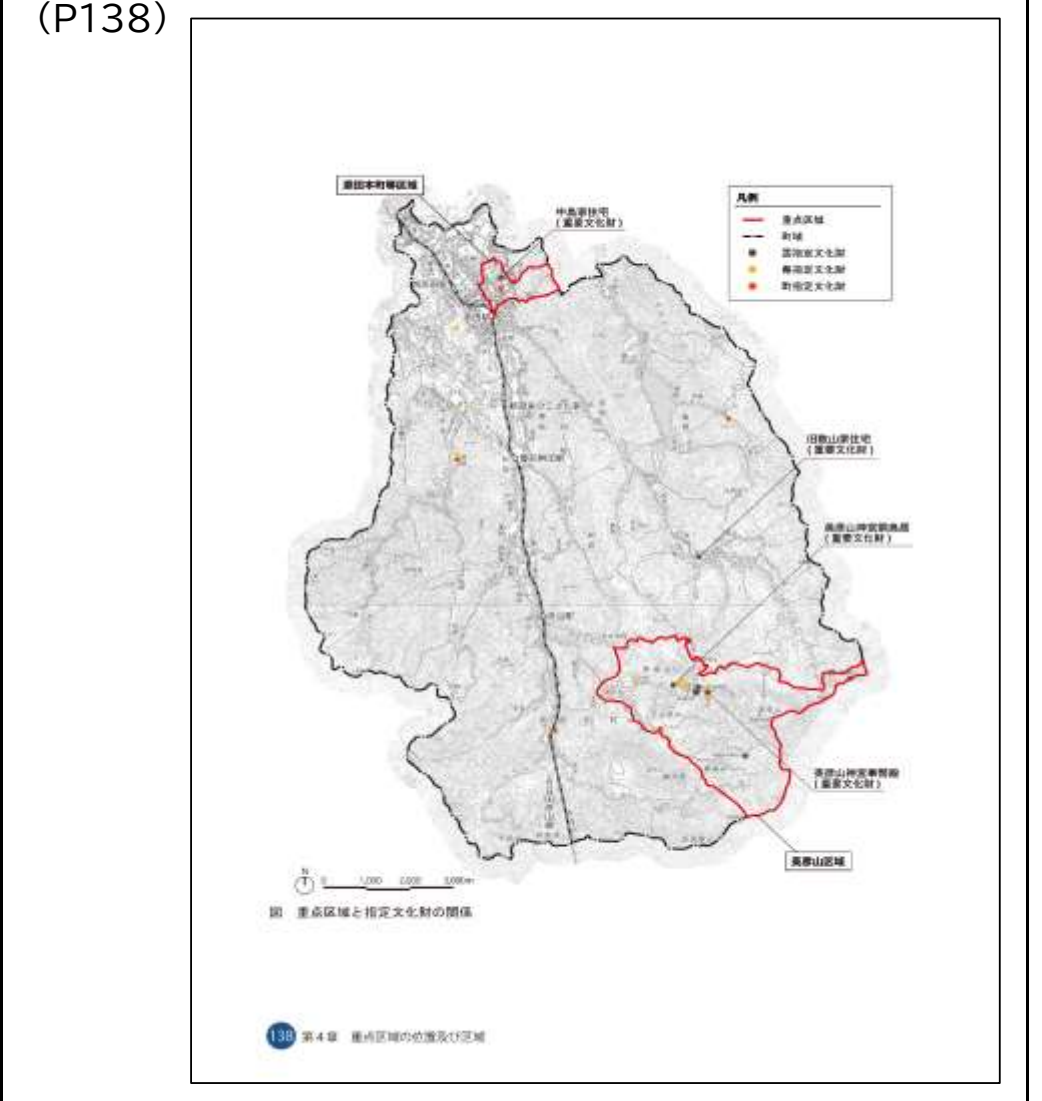
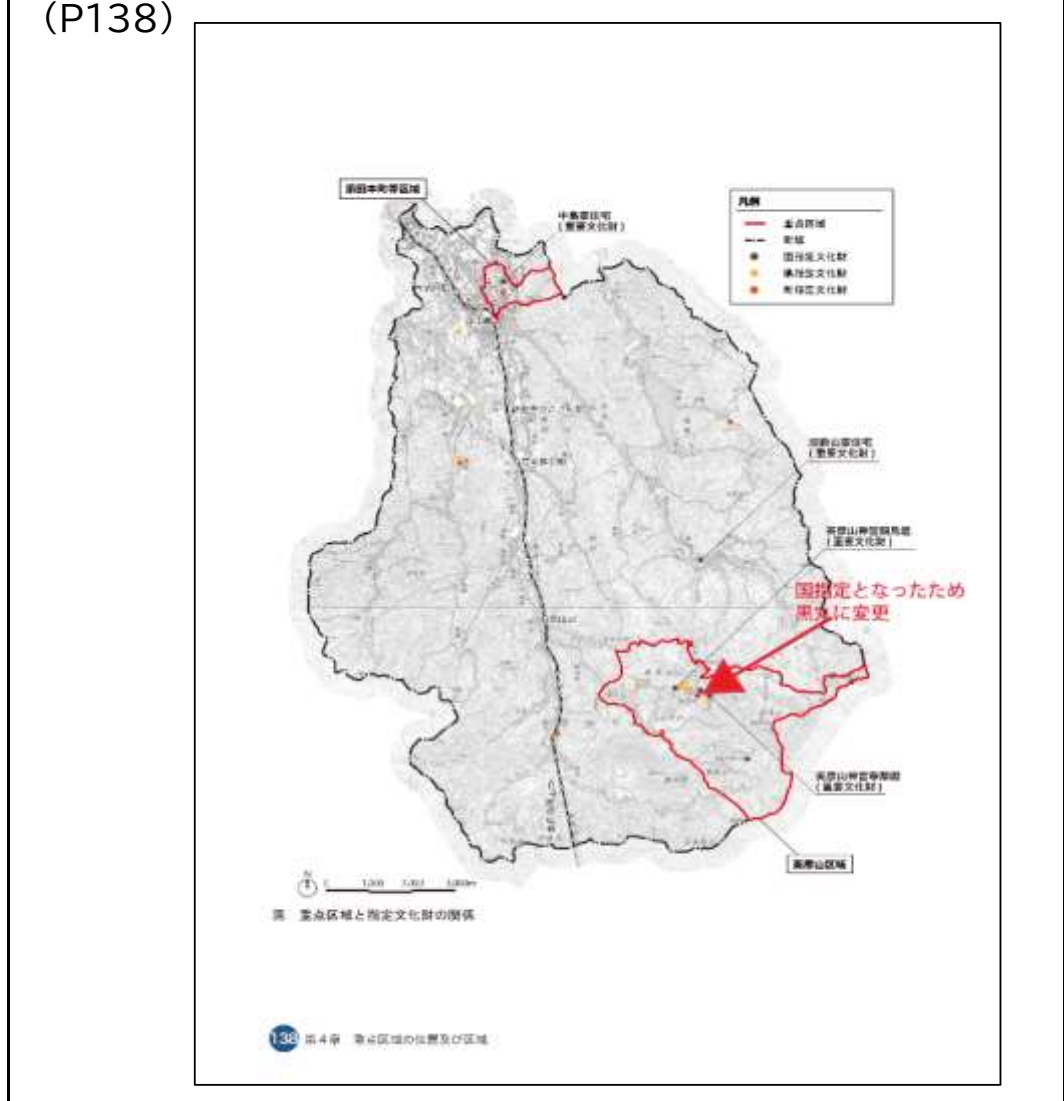
「英彦山地区」においては、『英彦山関連文化財群の保存活用による観光・交流を通じて英彦山門前町を再興』を掲げ、「英彦山の国史跡指定、保存活用計画の策定」と「宿坊等を活用した観光プランの開発」と併せ、「宿坊等の公開活用に向け、官民連携の保存活用体制構築」を図ることとしている。

「添田本町等地区」においては、「英彦山参詣で発展した関連文化財群の保存活用による交流・文化的な生活を通じてまちの豊かさを向上」をテーマとして、現在取り組んでいる重要文化財 中島家住宅の保存修理後における活用に向け、地元まちづくり団体等と協議・調整を図り、建造物の価値の発信、地域の交流拠点等の検討を進めることとしている。

なお、これらを取り組むことにより、「保存活用計画策定を通じた計画的な文化財の保護の推進」とともに、「地域の歴史まちづくり組織の設立」などの効果も併せて期待できる。



旧	新
---	---



変 更 後 章	ペ ー ジ	変 更 前 章	ペ ー ジ	変 更	前 変	後 変	理 由
第4章	138	第4章	138	(黄色丸)		(黒丸に変更)	県指定名勝「英彦山頭揚坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため

(P151)

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 全町に関する方針

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

【有形文化財(建造物)】
 有形文化財のうち歴史・文化財の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち指定文化財の建造物は、保存活用計画が策定されておらず、計画的な保存管理がなされていない。
 有形文化財の保護にあたっては、文化財の所有者の適切な保存管理や活用が図られるよう、文化財に保存活用計画の策定を促し、保存活用計画に基づき修繕・整備、防災対策を行う。

【無形文化財・無形民俗文化財】
 無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、山田踊り以外は無指定の文化財であり、それらの大部分の支那等は把握されていない。
 無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝承者や伝承士等の活動を支援するとともに、今後も活動を継承していくことが可能なよう若い世代に対する支援を行う。

【史跡文化財】
 史跡には、特懸置等の修繕等に関する記録などが数多く存在するとともに、英彦山神宮参道には、現在も樹齢の大きが生計する寝坊がある他、石段や石祠、石塔等の工作物が残されているが、経年劣化による損傷が進行している。
 これらを後世に継承するため、本計画年度内に、文化財保護法に基づく発掘の指定に向けた調査・保護措置の検討を推進する。保護措置の検討においては、山内の遺跡は史跡指定の検討を推進し、調査を行い保護を推進するとともに、地域の人々の暮らしとのバランスを図りながら、参道周辺の寝坊等は伝統的建造物群保存地区の指定を想定し、保存対策調査の実施を検討する。

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 151

(P151)

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 全町に関する方針

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

【有形文化財(建造物)】
 有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち指定文化財の建造物は、保存活用計画が策定されておらず、計画的な保存管理がなされていない。
 有形文化財の保護にあたっては、文化財の指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、文化財毎に保存活用計画の策定を促し、保存活用計画に基づき修繕・整備、防災対策を行う。

【無形文化財・無形民俗文化財】
 無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、山田踊り以外は無指定の文化財であり、それらの大部分の支那等は把握されていない。
 無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝承者や伝承士等の活動を記録を支援するとともに、今後も活動を継承していくことが可能なよう若い世代に対する支援を行う。

【史跡文化財】
 英彦山には、特懸置等の修繕等に関する記録などが数多く存在するとともに、英彦山神宮参道には、現在も樹齢の大きが生計する寝坊がある他、石段や石祠、石塔等の工作物が残されているが、経年劣化による損傷が進行している。
 これらを後世に継承するため、本計画年度内に、文化財保護法に基づく史跡の指定に向けた調査・保護措置の検討を推進する。保護措置の検討においては、山内の遺跡は史跡指定の検討を推進し、調査を行い保護を推進するとともに、地域の人々の暮らしとのバランスを図りながら、参道周辺の寝坊等は伝統的建造物群保存地区の指定を想定し、保存対策調査の実施を検討する。

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 151

変 更 後 章	後 ペ ー ジ	変 更 前 章	前 ペ ー ジ	変 更	後 変 更	理 由
第5章	151	第5章	151	本町は、国指定文化財が13件、県指定文化財が13件、町指定文化財が6件の合計32件の有形・無形の指定文化財が存在する。	本町は、国指定文化財が13件、県指定文化財が12件、町指定文化財が6件の合計31件の有形・無形の指定文化財が存在する。	県指定名勝「英彦山揚場坊庭園」が構成要素として、国指定名勝「英彦山庭園」となったため

旧 **新**

(P154)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市における「旧知の埋蔵文化財包蔵地」は、25ヶ所存在し、そのうち10ヶ所については詳細な調査が完了している。これらは地域や状況によって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

旧知の埋蔵文化財包蔵地において未だ工事を行う必要がある箇所や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の掘出等について、その義務を厳格するとともに、福岡県教育委員会との連携を密にしながら、掘削に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図る。

(8) 文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本市では、文化財に関わる業務はまちづくり課の文化財課が担当している。職員は、文化財保護技術として職員2名、事務職として職員2名で構成している。歴史的風致の維持向上を図るため、添田町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年添田町教育委員会規則第2号）に基づき、平成25年4月より教育委員会に属する文化財課を企画財政課へ移行、平成26年4月には企画財政課からまちづくり課へと移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上の取組みを推進していくために、文化財課とまちづくり課が一体となった体制の構築を行った。これにより文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の専門機関として、西日本文化財保護条例に基づき、添田町文化財専門委員会が設置されている。添田町文化財専門委員会は、5人以内の委員で組織するとされており、その委員は現在、学識経験者で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未制定文化財を町制定文化財にする際は、添田町文化財専門委員会に諮り決定していくこととする。

氏名	所属	専門分野
梶谷 敬明	添田町郷土史会会長	郷土史
植田 豊	文化財保護指導委員	地理・歴史
植田 周平	npo 法人 福岡文化財匠塾正会員・一級建築士	動植物

154 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

(P154)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市における「旧知の埋蔵文化財包蔵地」は、25ヶ所存在し、そのうち10ヶ所については詳細な調査が完了している。これらは地域や状況によって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

旧知の埋蔵文化財包蔵地において未だ工事を行う必要がある箇所や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の掘出等について、その義務を厳格するとともに、福岡県教育委員会の指導助言を密にしながら、掘削に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図る。

(8) 文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本市では、文化財に関わる業務はまちづくり課の文化財課が担当している。職員は、文化財保護技術として職員2名、事務職として職員2名で構成している。歴史的風致の維持向上を図るため、添田町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年添田町教育委員会規則第2号）に基づき、平成25年4月より教育委員会に属する文化財課を企画財政課へ移行、平成26年4月には企画財政課からまちづくり課へと移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上の取組みを推進していくために、文化財課とまちづくり課が一体となった体制の構築を行った。これにより文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の専門機関として、添田町文化財保護条例に基づき、添田町文化財専門委員会が設置されている。添田町文化財専門委員会は、5人以内の委員で組織するとされており、その委員は現在、学識経験者で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未制定文化財を町制定文化財にする際は、添田町文化財専門委員会に諮り決定していくこととする。

氏名	所属	専門分野
梶谷 敬明	添田町郷土史会会長	郷土史
植田 豊	文化財保護指導委員	地理・歴史
植田 周平	添田町観光ガイドの会会長・元環境省 自然公園指導員	動植物

154 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更前	変更後	変更理由
第5章	154	第5章	154	平嶋 道行 npo 法人 福岡文化財匠塾正会員・一級建築士 建造物	植田 周平 添田町観光ガイドの会会長・元環境省 自然公園指導員 動植物	前任者の意向による辞任に伴う変更

(P155)

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り扱うことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組みたい団体と連携することは必要不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す通りあり、文化財の調査・発掘をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表 1 添田町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
添田町歴史会	丸太町	酒の町の歴史・文化の調査・整理発信、酒と歴史まつりの開催
上湯合衆の舞子楽保存会	湯合	上湯合衆の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
下湯合衆の舞子楽保存会	湯合	下湯合衆の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
伊文・中湯合衆の舞子楽保存会	湯合	伊文・中湯合衆の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
津野舞子楽保存会	津野	津野地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
深田舞子楽保存会	深田	深田地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
北添山舞子楽保存会	北添山	北添山地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
高尾山舞子楽保存会	高尾山	高尾山地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 155

(P155)

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り扱うことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組みたい団体と連携することは必要不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す通りあり、文化財の調査・発掘をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表 1 添田町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
添田町歴史会	丸太町	酒の町の歴史・文化の調査・整理発信、酒と歴史まつりの開催
上湯合衆の舞子楽保存会	湯合	上湯合衆の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
下湯合衆の舞子楽保存会	湯合	下湯合衆の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
伊文・中湯合衆の舞子楽保存会	湯合	伊文・中湯合衆の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
津野舞子楽保存会	津野	津野地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
深田舞子楽保存会	深田	深田地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
北添山舞子楽保存会	北添山	北添山地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
高尾山舞子楽保存会	高尾山	高尾山地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
新設活動団体(2団体)	湯合	湯合地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納
新規活動団体(2団体)	湯合	湯合地区の舞子楽の継承、調査及び上記に奉納


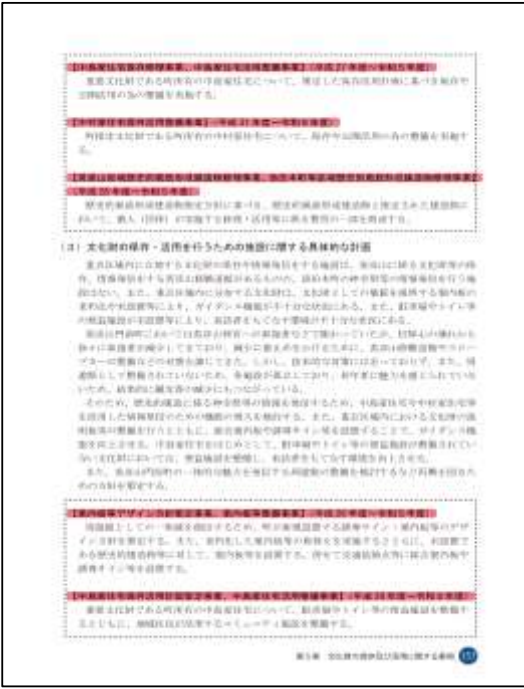
第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 155

変更後 変更前 変更前 変更後 理由

第5章	155	第5章	155		「添田町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧」表に2団体の追記 (詳細は別シート参照)	新規活動団体(2団体)の設立に伴う追記
-----	-----	-----	-----	--	---	---------------------

旧		新	
(P156)		(P156)	

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 前	変更 後	理由
第5章 156	第5章 156	重点区域内には、国指定文化財が7件、県指定文化財が7件、町指定文化財が4件の合計18件の有形・無形の指定文化財が存在する。	重点区域内には、国指定文化財が11件、県指定文化財が8件、町指定文化財が3件の合計22件の有形・無形の指定文化財が存在する。	過去の指定追加等の対応もれによる修正
第5章 156	第5章 156	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成27年度～平成35年度）	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成27年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正
第5章 156	第5章 156	【歴史的古文書保存活用事業】（平成28年度～平成35年度）	【歴史的古文書保存活用事業】（平成28年度～令和5年度）	
第5章 156	第5章 156	【英彦山神宮参道保存整備事業】（平成29年度～平成35年度）	【英彦山神宮参道保存整備事業】（平成29年度～令和5年度）	

旧		新	
(P157)		(P157)	

変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更前	変更後	理由
第5章	157	第5章	157	【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成27年度～平成35年度）	【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成27年度～令和5年度）	
第5章	157	第5章	157	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～平成35年度）	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）	
第5章	157	第5章	157	【英彦山区歴史の風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史の風致形成建造物修理事業】（平成28年度～平成35年度）	【英彦山区歴史の風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史の風致形成建造物修理事業】（平成28年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正
第5章	157	第5章	157	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～平成35年度）	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～令和5年度）	
第5章	157	第5章	157	【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成26年度～平成35年度）	【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成26年度～令和5年度）	

旧	新
---	---

<p>(P158)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）</p> <p>町指定文化財である町所有の中村家住宅について、国の町所有文化財等協賛の協賛の歴史や文化財等に関する情報発信を行う機能の導入とともに、トイレ等の便民施設を整備する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【英彦山地区再開発整備方針策定事業】（平成27年度～平成28年度）</p> <p>英彦山門前町全体において、生活者のニーズの把握や観光公共施設の利用、各施設の間隔の拡大、参詣者や観光客の誘導等の総合的な検討を行い、英彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。</p> </div> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</p> <p>重点区域「英彦山地区」は、その大部分が町有英彦山門前町公園に指定されており、重要文化財である英彦山神宮参道や御鳥居等の周辺は第1種特別地域に指定され、歴史的景観の保全が図られているものの、歴史的景観を創出している要素が乱れられる。</p> <p>そのため、英彦山神宮参道においては、歴史的景観にそぐわない派手な色の消火設備や水道パイプが設置されている周辺の改善、英彦山体育館の解体・取り壊しと眺望所の整備を促すとともに、スロープカー化駅（田原彦山小学校）の外観について、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。</p> <p>重点区域「英彦山門前町域」内は、岩石壁が立ち上っていた岩石山の山麓を活かして御田公園が整備されたが、敷設路の一部が未整備となっている。そのため、現在の敷設路を再整備するとともに、未整備の敷設路の整備を実施する。</p> <p>また、文化財の周辺路として英彦山門前町全体を一体感を出せるため、誘導サインや施設説明板のデザイン統一性を図るためのサインデザインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）</p> <p>町指定山門前である英彦山神宮参道において、歴史的景観を創出している消火設備を、周囲の景観と調和させるための整備を行うとともに、水道パイプの地下化を行う。また、歴史的景観と調和したデザインの街灯・看板の取替を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【眺望広場整備事業】（平成29年度～平成31年度）</p> <p>視界が確保されていない英彦山体育館について、解体・取り壊しを行い、眺望からの眺望景観の改善と英彦山からの眺望を望める環境所として、案内板やベンチを設置した広場や駐車場を整備する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【公共施設修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）</p> <p>スロープカー化駅（田原彦山小学校校舎）の外観について、周囲景観に配慮した修景整備を行う。</p> </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">158 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項</p>	<p>(P158)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）</p> <p>町指定文化財である町所有の中村家住宅について、国の町所有文化財等協賛の協賛の歴史や文化財等に関する情報発信を行う機能の導入とともに、トイレ等の便民施設を整備する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【英彦山地区再開発整備方針策定事業】（平成27年度～平成28年度）</p> <p>英彦山門前町全体において、生活者のニーズの把握や観光公共施設の利用、各施設の間隔の拡大、参詣者や観光客の誘導等の総合的な検討を行い、英彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。</p> </div> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</p> <p>重点区域「英彦山地区」は、その大部分が町有英彦山門前町公園に指定されており、重要文化財である英彦山神宮参道や御鳥居等の周辺は第1種特別地域に指定され、歴史的景観の保全が図られているものの、歴史的景観を創出している要素が乱れられる。</p> <p>そのため、英彦山神宮参道においては、歴史的景観にそぐわない派手な色の消火設備や水道パイプが設置されている周辺の改善、英彦山体育館の解体・取り壊しと眺望所の整備を促すとともに、スロープカー化駅（田原彦山小学校）の外観について、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。</p> <p>重点区域「英彦山門前町域」内は、岩石壁が立ち上っていた岩石山の山麓を活かして御田公園が整備されたが、敷設路の一部が未整備となっている。そのため、現在の敷設路を再整備するとともに、未整備の敷設路の整備を実施する。</p> <p>また、文化財の周辺路として英彦山門前町全体を一体感を出せるため、誘導サインや施設説明板のデザイン統一性を図るためのサインデザインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）</p> <p>町指定山門前である英彦山神宮参道において、歴史的景観を創出している消火設備を、周囲の景観と調和させるための整備を行うとともに、水道パイプの地下化を行う。また、歴史的景観と調和したデザインの街灯・看板の取替を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【眺望広場整備事業】（平成29年度～平成31年度）</p> <p>現在活用されていない英彦山体育館について、解体・取り壊しを行い、眺望からの眺望景観の改善と英彦山からの眺望を望める環境所として、案内板やベンチを設置した広場や駐車場を整備する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【公共施設修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）</p> <p>スロープカー化駅（田原彦山小学校校舎）の外観について、周囲景観に配慮した修景整備を行う。</p> </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">158 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項</p>
--	---

変	更	後	変	更	前	変	更	後	変	更	理	由
章		ページ	章		ページ	章		ページ	章			
第5章		158	第5章		158	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～平成35年度）		158	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成31年度～令和5年度）		改元に伴う元号表記の改正	
第5章		158	第5章		158	【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成29年度～平成35年度）		158	【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）			
第5章		158	第5章		158	【公共施設修景整備事業】（平成29年度～平成35年度）		158	【公共施設修景整備事業】（平成29年度～令和5年度）			



旧		新	
(P159)	<p>【添田公園整備事業】（平成34年度～平成35年度）</p> <p>若石城が立地している若石山の山頂に若石城の遺構を再現し、公園を整備することにより、若石城の歴史を伝えるとともに、若石城の整備を行う。</p> <p>【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～平成35年度）</p> <p>町が観光資源とするためのデザインを統一し、観光客としての一体感を醸成するため、案内板等のデザイン方針を策定する。また、若石城と添田町の歴史を伝達するとともに、未設置である案内板等の設置、案内板等を整備する。併せて案内板等設置に際してのデザイン等の統一を図る。</p> <p>(8) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>若石城域内に立地する重要文化財の「歴史博物館」は、消防上による火災の被害にともなう、非伝統的建築物であることから、耐震性に課題がある。</p> <p>そのため、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補修の実施を検討する。また、史料館に立地する若石城跡の資料館についても、被害防止の観点から耐震性の向上を図る。</p> <p>【中島家住宅保存修理事業】（平成27年度～平成33年度）</p> <p>重要文化財である町指定の中島家住宅について、耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震補修の実施を検討する。</p> <p>(9) 文化財の保存・活用に関する具体的な計画</p> <p>若石城域内に立地する重要文化財の「歴史博物館」は、消防上による火災の被害にともなう、非伝統的建築物であることから、耐震性に課題がある。</p> <p>そのため、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補修の実施を検討する。また、史料館に立地する若石城跡の資料館についても、被害防止の観点から耐震性の向上を図る。</p> <p>【添田本町・若石山・添田公園歴史マップ制作事業】（平成27年度）</p> <p>若石城とその周辺町として整備された町制前における中島家住宅（重要文化財）と中村家住宅（町指定文化財）をはじめ、若石城と添田本町、若石山を中心とした若石城跡と歴史、デザインマップと観光マップを作成する。</p> <p>【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成27年度～令和5年度）</p> <p>歴史一帯の歴史資源である若石城・若石山を、町内の小・中学校と協力して紹介し、若石城の歴史や歴史文化遺産に関する知識を伝えるため、若石城と若石山を連携するとともに、歴史一帯の若石山等の歴史、文化財の歴史遺産等の本町の歴史文化への意識向上を図る取組を実施する。</p>	(P159)	<p>【添田公園整備事業】（令和4年度～令和5年度）</p> <p>若石城が立地している若石山の山頂に若石城の遺構を再現し、公園を整備することにより、若石城の歴史を伝えるとともに、若石城の整備を行う。</p> <p>【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～令和5年度）</p> <p>町が観光資源とするためのデザインを統一し、観光客としての一体感を醸成するため、案内板等のデザイン方針を策定する。また、若石城と添田町の歴史を伝達するとともに、未設置である案内板等の設置、案内板等を整備する。併せて案内板等設置に際してのデザイン等の統一を図る。</p> <p>(8) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>若石城域内に立地する重要文化財の「歴史博物館」は、消防上による火災の被害にともなう、非伝統的建築物であることから、耐震性に課題がある。</p> <p>そのため、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補修の実施を検討する。また、史料館に立地する若石城跡の資料館についても、被害防止の観点から耐震性の向上を図る。</p> <p>【中島家住宅保存修理事業】（平成27年度～令和3年度）</p> <p>重要文化財である町指定の中島家住宅について、耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震補修の実施を検討する。</p> <p>(9) 文化財の保存・活用に関する具体的な計画</p> <p>若石城域内に立地する重要文化財の「歴史博物館」は、消防上による火災の被害にともなう、非伝統的建築物であることから、耐震性に課題がある。</p> <p>そのため、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補修の実施を検討する。また、史料館に立地する若石城跡の資料館についても、被害防止の観点から耐震性の向上を図る。</p> <p>【添田本町・若石山・添田公園歴史マップ制作事業】（平成27年度）</p> <p>若石城とその周辺町として整備された町制前における中島家住宅（重要文化財）と中村家住宅（町指定文化財）をはじめ、若石城と添田本町、若石山を中心とした若石城跡と歴史、デザインマップと観光マップを作成する。</p> <p>【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成27年度～令和5年度）</p> <p>歴史一帯の歴史資源である若石城・若石山を、町内の小・中学校と協力して紹介し、若石城の歴史や歴史文化遺産に関する知識を伝えるため、若石城と若石山を連携するとともに、歴史一帯の若石山等の歴史、文化財の歴史遺産等の本町の歴史文化への意識向上を図る取組を実施する。</p>

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第5章 159	第5章 159	【添田公園整備事業】（平成34年度～平成35年度）	【添田公園整備事業】（令和4年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正
第5章 159	第5章 159	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～平成35年度）	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26年度～令和5年度）	
第5章 159	第5章 159	【中島家住宅保存修理事業】（平成27年度～平成33年度）	【中島家住宅保存修理事業】（平成27年度～令和3年度）	
第5章 159	第5章 159	【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成27年度～平成35年度）	【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成27年度～令和5年度）	

旧		新	
(P160)		(P160)	

変 章	後 ペー ジ	変 章	前 ペー ジ	変 更 前	変 更 後	理 由
第5章	160	第5章	160	【普及啓発イベント事業】（平成26年度～平成35年度）	【普及啓発イベント事業】（平成26年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正
第5章	160	第5章	160	重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、「郷土史会」と「英彦山神輿を担ぐ会」、「彦山踊り保存会」の3団体がある他、	重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、「郷土史会」と「英彦山神輿を担ぐ会」、「 重文・中島家住宅推進協議会 」等の7団体がある他、	新団体設立に伴う活動団体数の増、英彦山区域だけでなく、添田本町等区域での活動団体記載に伴う記載団体名の変更
第5章	160	第5章	160	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成27年度～平成35年度）	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成27年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正
第5章	160	第5章	160	【まちづくり団体設立支援事業】（平成26年度～平成35年度）	【まちづくり団体設立支援事業】（平成26年度～令和5年度）	
第5章	160	第5章	160	【まちづくり団体育成支援事業】（平成27年度～平成35年度）	【まちづくり団体育成支援事業】（平成27年度～令和5年度）	

旧				新			
(P161)				(P161)			
							
変 章	後 ページ	変 章	前 ページ	変 更	前 変	後 変	理 由
第6章	161	第6章	161	1. 英彦山神宮参道保存整備事業（平成29年度～ 平成35 年度） 3. 中島家住宅保存修理事業（平成27年度～ 平成33 年度） 4. 中島家住宅活用整備事業（平成27年度～ 平成35 年度） 5. 中村家住宅保存活用整備事業（平成31年度～ 平成35 年度） 6. 英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成28年度～ 平成35 年度） 7. 添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成28年度～ 平成35 年度）	1. 英彦山神宮参道保存整備事業（平成29年度～ 令和5 年度） 3. 中島家住宅保存修理事業（平成27年度～ 令和3 年度） 4. 中島家住宅活用整備事業（平成27年度～ 令和5 年度） 5. 中村家住宅保存活用整備事業（平成31年度～ 令和5 年度） 6. 英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成28年度～ 令和5 年度） 7. 添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成28年度～ 令和5 年度）		改元に伴う元号表記の改正
第6章	161	第6章	161	8. 添田公園整備事業（ 平成34 年度～ 平成35 年度） 9. 公共施設修景整備事業（平成29年度～ 平成35 年度） 11. 英彦山神宮参道修景整備事業（平成29年度～ 平成35 年度）	8. 添田公園整備事業（ 令和4 年度～ 令和5 年度） 9. 公共施設修景整備事業（平成29年度～ 令和5 年度） 11. 英彦山神宮参道修景整備事業（平成29年度～ 令和5 年度）		

旧		新	
(P162)		(P162)	

変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更前	変更後	理由
第6章	162	第6章	162	14. 案内板等整備事業（平成27年度～平成35年度） 16. 普及啓発イベント事業（平成26年度～平成35年度） 17. 歴史的古文書保存活用事業（平成28年度～平成35年度）	14. 案内板等整備事業（平成27年度～令和5年度） 16. 普及啓発イベント事業（平成26年度～令和5年度） 17. 歴史的古文書保存活用事業（平成28年度～令和5年度）	
第6章	162	第6章	162	18. 民俗芸能文化財等伝承支援事業（平成27年度～平成35年度） 19. まちづくり団体設立支援事業（平成26年度～平成35年度） 20. まちづくり団体育成支援事業（平成27年度～平成35年度） 21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業（平成27年度～平成35年度）	18. 民俗芸能文化財等伝承支援事業（平成27年度～令和5年度） 19. まちづくり団体設立支援事業（平成26年度～令和5年度） 20. まちづくり団体育成支援事業（平成27年度～令和5年度） 21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業（平成27年度～令和5年度）	改元に伴う元号表記の改正

(P164)


ア 歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

事業No. 事業名	1. 英彦山神宮参道保存整備事業
整備主体	漆川町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成35年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮親鳥居～英彦山神宮本尊殿）



図 事業箇所的位置

事業概要
町道英彦山参道である英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、歴史的風致形成建築物に指定した上で保存整備を行う。また、これらの工作物の保存に影響を及ぼす参道沿いのツツジ等の低木や宿坊跡の山林等の除却を行うとともに、石垣等を囲まれる小広場の整備を行う。



山林等によりきぼした石塔 きぼした石塔

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
英彦山神宮参道は、石段・石垣等の工作物の損傷が進行し、歴史的風致が阻害されている。本事業の実施により、工作物の保存が図られることで歴史的な景観が保たれ、来訪者が歴史的な景観を目にすることで漆川町の歴史的風致に対する認識が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

164 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

(P164)

ア 歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

事業No. 事業名	1. 英彦山神宮参道保存整備事業
整備主体	漆川町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～令和5年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮親鳥居～英彦山神宮本尊殿）



図 事業箇所的位置

事業概要
町道英彦山参道である英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、歴史的風致形成建築物に指定した上で保存整備を行う。また、これらの工作物の保存に影響を及ぼす参道沿いのツツジ等の低木や宿坊跡の山林等の除却を行うとともに、石垣等を囲まれる小広場の整備を行う。



山林等によりきぼした石塔 きぼした石塔

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
英彦山神宮参道は、石段・石垣等の工作物の損傷が進行し、歴史的風致が阻害されている。本事業の実施により、工作物の保存が図られることで歴史的な景観が保たれ、来訪者が歴史的な景観を目にすることで漆川町の歴史的風致に対する認識が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

164 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第6章 164	第6章 164	平成29年度～平成35年度	平成29年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P166)

事業No. 事業名	3. 中島家住宅保存修理事業
整備主体	浜田町
支援事業名	町中継事業 ※重要文化財（建築物・美術工芸品）修理、防災事業の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成33年度
事業位置	大字浜田

2. 中島家住宅保存活用計画策定事業
3. 中島家住宅保存修理事業
4. 中島家住宅活用修理事業

凡例
重点区域
町域
事業位置

0 1,000 2,000 3,000

図 事業位置の位置

事業概要
重要文化財に指定されている主屋の保存修理工事を実施する。また、耐震診断を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。

主屋の玄関口の様子

主屋の内装空間の様子

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
重要文化財である中島家住宅は、昭和38～60年の保存修理工事により適切に保存されているものの、経年劣化による損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損ねている。
本事業の実施により、計画的な保存修理工事が行われ、目田道沿いの歴史的町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

166 第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項

新

(P166)

事業No. 事業名	3. 中島家住宅保存修理事業
整備主体	浜田町
支援事業名	町中継事業 ※重要文化財（建築物・美術工芸品）修理、防災事業の活用を検討
事業期間	平成27年度～令和3年度
事業位置	大字浜田

2. 中島家住宅保存活用計画策定事業
3. 中島家住宅保存修理事業
4. 中島家住宅活用修理事業

凡例
重点区域
町域
事業位置

0 1,000 2,000 3,000

図 事業位置の位置

事業概要
重要文化財に指定されている主屋の保存修理工事を実施する。また、耐震診断を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。

主屋の玄関口の様子

主屋の内装空間の様子

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
重要文化財である中島家住宅は、昭和38～60年の保存修理工事により適切に保存されているものの、経年劣化による損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損ねている。
本事業の実施により、計画的な保存修理工事が行われ、目田道沿いの歴史的町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

166 第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第6章 166	第6章 166	平成27年度～平成33年度	平成27年度～令和3年度	改元に伴う元号表記の改正

(P167)

(P167)

事業No	4. 中島家住宅活用整備事業
事業名	
整備主体	沼田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成35年度
事業位置	大字沼田

図 事業箇所的位置

2. 中島家住宅保存活用計画策定事業
3. 中島家住宅保存整備事業
4. 中島家住宅活用整備事業

凡例
重点区域
町域
事業位置

0 1,000 2,000 3,000+

事業概要
策定した保存活用計画に基づき、今後の公開活用に向けて、文化財に指定されていない蔵や庭園等の活用整備、駐車場等の便益施設の整備を実施する。また、円滑な公開活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

中島家住宅の活用イメージ

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
重要文化財である中島家住宅は、昭和32年1月に重要文化財に指定され、平成10年に空き家となり、平成25年度に町が取得したが、現在まで活用が図られていない。また、活用が図られていないため、日常的な維持管理が行き届かず損傷が進行している。増築部分は、平成10年からの空き家化により損傷が進行している。本事業の実施により、計画的な活用整備が行われ、公開活用されることで自発的な維持管理も図られる。これにより、沼田街道の歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項 167

事業No	4. 中島家住宅活用整備事業
事業名	
整備主体	沼田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～令和5年度
事業位置	大字沼田

図 事業箇所的位置

2. 中島家住宅保存活用計画策定事業
3. 中島家住宅保存整備事業
4. 中島家住宅活用整備事業

凡例
重点区域
町域
事業位置

0 1,000 2,000 3,000+

事業概要
策定した保存活用計画に基づき、今後の公開活用に向けて、文化財に指定されていない蔵や庭園等の活用整備、駐車場等の便益施設の整備を実施する。また、円滑な公開活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

中島家住宅の活用イメージ

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
重要文化財である中島家住宅は、昭和32年1月に重要文化財に指定され、平成10年に空き家となり、平成25年度に町が取得したが、現在まで活用が図られていない。また、活用が図られていないため、日常的な維持管理が行き届かず損傷が進行している。増築部分は、平成10年からの空き家化により損傷が進行している。本事業の実施により、計画的な活用整備が行われ、公開活用されることで自発的な維持管理も図られる。これにより、沼田街道の歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項 167

変更後	変更前	変更前	変更後	理由
章	ページ	章	ページ	
第6章	167	第6章	167	平成27年度～平成35年度 平成27年度～令和5年度 改元に伴う元号表記の改正

旧

(P168)

事業No.	5. 中村家住宅保存活用整備事業
事業名	同上
整備主体	浜田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成31年度～令和5年度
事業位置	大字浜田



事業概要
平成30年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅を、歴史的風致形成環境地に指定するとともに、保存修繕や公開活用を図るための整備を実施する。また、円滑な公開活用を図るために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。




中村家住宅の活用イメージ
損傷が進行している中村家住宅

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
町指定文化財である中村家住宅は、平成14年から空き家となっており、平成23年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等により損傷が進行している。本事業の実施により、計画的な保存活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

168 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

新

(P168)

事業No.	5. 中村家住宅保存活用整備事業
事業名	同上
整備主体	浜田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成31年度～令和5年度
事業位置	大字浜田



事業概要
平成25年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅を、歴史的風致形成環境地に指定するとともに、保存修繕や公開活用を図るための整備を実施する。また、円滑な公開活用を図るために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。




中村家住宅の活用イメージ
損傷が進行している中村家住宅

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
町指定文化財である中村家住宅は、平成14年から空き家となっており、平成23年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等により損傷が進行している。本事業の実施により、計画的な保存活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

168 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第6章 168	第6章 168	平成31年度～平成35年度	平成31年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P169)

事業No.	旧、英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業
事業名	同上
整備主体	所有者
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（町なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成28年度～平成35年度
事業位置	英彦山区域全域
事業概要	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建造物に指定した建造物において、個人（団体）が実施した修理・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山区域の歴史的な町並みは、重要文化財の英彦山神宮奉願堂や彌島屋、県指定有形民俗文化財の財蔵坊等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、宿坊やかつての旅館等の歴史的建造物により構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいため等が影響し、適切な修繕がなされていない建造物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれている。 本事業の実施により、歴史的建造物所有者の負担軽減が図られ、これらの建造物が継承され、英彦山神宮奉願堂をはじめとする歴史的な町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。
	<p>表6-5 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項 169</p>

新

(P169)

事業No.	旧、英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業
事業名	同上
整備主体	所有者
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（町なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成28年度～令和5年度
事業位置	英彦山区域全域
事業概要	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建造物に指定した建造物において、個人（団体）が実施した修理・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山区域の歴史的な町並みは、重要文化財の英彦山神宮奉願堂や彌島屋、県指定有形民俗文化財の財蔵坊等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、宿坊やかつての旅館等の歴史的建造物により構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいため等が影響し、適切な修繕がなされていない建造物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれている。 本事業の実施により、歴史的建造物所有者の負担軽減が図られ、これらの建造物が継承され、英彦山神宮奉願堂をはじめとする歴史的な町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。
	<p>表6-5 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項 169</p>

変更後	変更前	変更前	変更後	理由
第6章	第6章	平成28年度～平成35年度	平成28年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正
169	169			

旧

(P170)

事業名	7. 沼田本町等区域歴史的風致形成建築物修理事業
実施主体	所有者
支援事業名	町単体事業 ★社会資本整備総合交付金（指定文化財整備事業）の活用を検討
事業期間	平成28年度～平成35年度
事業位置	沼田本町等区域全域
事業概要	歴史的風致形成建築物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建築物に指定した建築物において、個人（団体）が実施した修繕・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。




岩城家住宅
宮崎家住宅

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
 沼田本町等区域の歴史的な町並みは、重要文化財の中島家住宅、町指定文化財の中村家住宅等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、町家等の歴史的建築物により構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいため等が影響し、適切な修繕がなされていない建築物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれている。
 本事業の実施により、歴史的建築物所有者の負担軽減が図られ、これらの建築物が継承され、日田道をはじめとする歴史的な町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

170 第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項

新

(P170)

事業名	7. 沼田本町等区域歴史的風致形成建築物修理事業
実施主体	所有者
支援事業名	町単体事業 ★社会資本整備総合交付金（指定文化財整備事業）の活用を検討
事業期間	平成28年度～令和5年度
事業位置	沼田本町等区域全域
事業概要	歴史的風致形成建築物の指定の方針に基づき、歴史的風致形成建築物に指定した建築物において、個人（団体）が実施した修繕・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。




岩城家住宅
宮崎家住宅

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由
 沼田本町等区域の歴史的な町並みは、重要文化財の中島家住宅、町指定文化財の中村家住宅等の文化財保護法等に基づく指定文化財以外にも、町家等の歴史的建築物により構成されている。しかし、所有者の高齢化や修繕費用の負担が大きいため等が影響し、適切な修繕がなされていない建築物が多く、歴史的な町並みの風情が損なわれている。
 本事業の実施により、歴史的建築物所有者の負担軽減が図られ、これらの建築物が継承され、日田道をはじめとする歴史的な町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

170 第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項

変更後	変更前	変更	変更	変更	変更	変更	変更	理由
第6章	170	第6章	170	平成28年度～平成35年度	平成28年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正		

(P171)

(P171)

イ 歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

事業No.	8. 浜田公園整備事業
事業名	
整備主体	浜田市
支援事業名	町単位事業
事業期間	平成34年度～平成35年度
事業位置	大字浜田

事業概要
 岩石城が立地していた浜田山麓の山谷林景の美しさを活かして開園した浜田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行い、快適で安全な歩行空間を整備する。

浜田公園
老朽化により路面が凸凹になった散策路

事業が歴史的風致の維持向上に資する理由
 浜田公園は、岩石城が立地していた浜田山麓の山谷林景の美しさを活かして、昭和6年に開園された公園であるが、開園から時間が経ったことにより散策路が老朽化するとともに、散策路が未整備となっている状況も顕著し、来園者が減少している。本事業の実施により、快適で安全な散策路が整備され、歴史を感じ取れる浜田公園の回遊性が向上し、来園者により公園散策を楽しめるようになるため、歴史的風致の維持向上に資する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 171

イ 歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

事業No.	8. 浜田公園整備事業
事業名	
整備主体	浜田市
支援事業名	町単位事業
事業期間	令和4年度～令和5年度
事業位置	大字浜田

事業概要
 岩石城が立地していた浜田山麓の山谷林景の美しさを活かして開園した浜田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行い、快適で安全な歩行空間を整備する。

浜田公園
老朽化により路面が凸凹になった散策路

事業が歴史的風致の維持向上に資する理由
 浜田公園は、岩石城が立地していた浜田山麓の山谷林景の美しさを活かして、昭和6年に開園された公園であるが、開園から時間が経ったことにより散策路が老朽化するとともに、散策路が未整備となっている状況も顕著し、来園者が減少している。本事業の実施により、快適で安全な散策路が整備され、歴史を感じ取れる浜田公園の回遊性が向上し、来園者により公園散策を楽しめるようになるため、歴史的風致の維持向上に資する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 171

変更後	変更前	変更	変更	変更	変更	変更	理由
第6章	第6章	平成34年度～平成35年度	令和4年度～令和5年度				改元に伴う元号表記の改正
171	171						

旧

(P172)

事業No. 事業名	9. 公共施設修繕整備事業
整備主体	飯田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成35年度
事業位置	スロープカー花駅（旧英彦山小学校） 
事業概要	スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）について、周辺景観と調和した材料・色調で覆う等の修繕整備を行う。  スロープカー花駅
事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	歩道沿道にあるスロープカー花駅（旧英彦山小学校）は、特徴的なデザインであるため周囲の景観を阻害している。 本事業の実施により、スロープカー花駅の外観が周囲の景観と調和が図られることで歴史的风致の維持向上に寄与する。

172 第6章 歴史的风致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

新

(P172)

事業No. 事業名	9. 公共施設修繕整備事業
整備主体	飯田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～令和5年度
事業位置	スロープカー花駅（旧英彦山小学校） 
事業概要	スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）について、周辺景観と調和した材料・色調で覆う等の修繕整備を行う。  スロープカー花駅
事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由	歩道沿道にあるスロープカー花駅（旧英彦山小学校）は、特徴的なデザインであるため周囲の景観を阻害している。 本事業の実施により、スロープカー花駅の外観が周囲の景観と調和が図られることで歴史的风致の維持向上に寄与する。

172 第6章 歴史的风致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 前	変更 後	理由
第6章 172	第6章 172	平成29年度～平成35年度	平成29年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正


旧

(P174)

事業No.	11. 英彦山神宮参道修築整備事業
事業名	
整備主体	漆川町
支援事業名	町営事業 ※社会資本整備総合交付金（創なみ復興整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成35年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮御馬場～英彦山神宮本殿間）
	 <p>図 事業場所の位置</p>
事業概要	<p>町道英彦山線である英彦山神宮参道について、歴史的景観を傷害する水道パイプの地下化、歴史的景観を尊重した色彩・デザインを用いた消火設備に耐量整備する。また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ順次取り換えを行う。</p>
	 <p>歴史的景観を侵害している水道パイプ 歴史的景観に調和していない色彩の消火設備</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>英彦山神宮参道は、水道パイプ等の景観を傷害する要素があることで、歴史的風致が侵害されている。本事業の実施により、景観阻害要素の改善が図られ、歴史的景観が保存されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
174 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	

新

(P174)

事業No.	11. 英彦山神宮参道修築整備事業
事業名	
整備主体	漆川町
支援事業名	町営事業 ※社会資本整備総合交付金（創なみ復興整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～令和5年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮御馬場～英彦山神宮本殿間）
	 <p>図 事業場所の位置</p>
事業概要	<p>町道英彦山線である英彦山神宮参道について、歴史的景観を傷害する水道パイプの地下化、歴史的景観を尊重した色彩・デザインを用いた消火設備に耐量整備する。また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ順次取り換えを行う。</p>
	 <p>歴史的景観を侵害している水道パイプ 歴史的景観に調和していない色彩の消火設備</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>英彦山神宮参道は、水道パイプ等の景観を傷害する要素があることで、歴史的風致が侵害されている。本事業の実施により、景観阻害要素の改善が図られ、歴史的景観が保存されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
174 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	

変更後	変更前	変更	変更	変更	変更	理由
第6章	第6章	平成29年度～平成35年度	平成29年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正		
174	174					

旧

(P176)

事業No. 事業名	13. 案内板等デザイン方針策定事業
整備主体	浜田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成26年度
事業位置	町全域
事業概要	町が設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に設置されている説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインについて、明確な指針がなく設置時期等の違いによりデザインが異なるため町としての一体感がなく、周囲の景観への配慮が欠けているため、歴史的な風情を阻害している。本事業の実施により、今後設置される案内板や誘導サイン等のデザインが統一され、周遊路としての風情を醸し出すことで歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業No. 事業名	14. 案内板等整備事業
整備主体	浜田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業・街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を補助
事業期間	平成27年度～令和5年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的建造物等の資質に設置されている案内板や誘導サインのうち、経年劣化等によりその機能を発揮できていない物を除去するとともに、未設置の資質も含めてデザイン方針に基づいた案内板等を設置する。併せて、交通結節点等に総合案内板を設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン等は、経年劣化によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の認知がなされていない。本事業の実施により、説明板や誘導サイン等が設置され、町内外問わず多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

176 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

新

(P176)

事業No. 事業名	13. 案内板等デザイン方針策定事業
整備主体	浜田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成26年度
事業位置	町全域
事業概要	町が設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に設置されている説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインについて、明確な指針がなく設置時期等の違いによりデザインが異なるため町としての一体感がなく、周囲の景観への配慮が欠けているため、歴史的な風情を阻害している。本事業の実施により、今後設置される案内板や誘導サイン等のデザインが統一され、周遊路としての風情を醸し出すことで歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業No. 事業名	14. 案内板等整備事業
整備主体	浜田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業・街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を補助
事業期間	平成27年度～令和5年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的建造物等の資質に設置されている案内板や誘導サインのうち、経年劣化等によりその機能を発揮できていない物を除去するとともに、未設置の資質も含めてデザイン方針に基づいた案内板等を設置する。併せて、交通結節点等に総合案内板を設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン等は、経年劣化によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の認知がなされていない。本事業の実施により、説明板や誘導サイン等が設置され、町内外問わず多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

176 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

変更後 章	変更後 ページ	変更前 章	変更前 ページ	変更前	変更後	理由
第6章	176	第6章	176	平成27年度～平成35年度	平成27年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P177)

事業No.	15. 漆田本町・若石山・漆田公園周辺マップ作製事業
事業名	
開催主体	漆田町
支援事業名	※単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度
事業位置	漆田本町等区域全域
事業概要	若石城跡の遺跡、その城下町として整備された漆田手水の中心を成した町割りにある中島家住宅（重要文化財）や中村家住宅（町指定文化財）、漆田公園を一つの周遊路として捉え、一体的な文化財・観光地帯りができるようにガイドブックと観光マップを作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	若石城跡は、老若男女問わず比較的盛りやすい若石山の山頂に立地する史跡である。また、若石城跡の遺跡や城下町として整備された漆田本町に立地する中島家住宅や中村家住宅の存在をはじめ、漆田本町等の形成に大きく寄与した歴史の経路はほとんど知られておらず、その情報を詳しく発信する媒体は現在ない。本事業の実施により、漆田公園とともに若石山や中島家住宅、中村家住宅等を普及啓発する情報が発信されるとともに、周遊路としての一体感が創出され、町内外問わず多くの人々に認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業No.	16. 普及啓発イベント事業
事業名	
開催主体	漆田町
支援事業名	※単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成26年度～平成33年度
事業位置	※全庁
事業概要	本町に点在する歴史文化遺産を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町に点在する歴史文化遺産は、町外の方のみならず町民の認識も低下している。本事業の実施により、町民のみならず町外の方の歴史的風致の認識が向上することで歴史的風致の維持向上に寄与する。



講演会の様子

第6章 歴史的風致維持向上計画の整備及び管理に関する事項 177

新

(P177)

事業No.	15. 漆田本町・若石山・漆田公園周辺マップ作製事業
事業名	
開催主体	漆田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度
事業位置	漆田本町等区域全域
事業概要	若石城跡の遺跡、その城下町として整備された漆田手水の中心を成した町割りにある中島家住宅（重要文化財）や中村家住宅（町指定文化財）、漆田公園を一つの周遊路として捉え、一体的な文化財・観光地帯りができるようにガイドブックと観光マップを作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	若石城跡は、老若男女問わず比較的盛りやすい若石山の山頂に立地する史跡である。また、若石城跡の遺跡や城下町として整備された漆田本町に立地する中島家住宅や中村家住宅の存在をはじめ、漆田本町等の形成に大きく寄与した歴史の経路はほとんど知られておらず、その情報を詳しく発信する媒体は現在ない。本事業の実施により、漆田公園とともに若石山や中島家住宅、中村家住宅等を普及啓発する情報が発信されるとともに、周遊路としての一体感が創出され、町内外問わず多くの人々に認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業No.	16. 普及啓発イベント事業
事業名	
開催主体	漆田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成26年度～令和5年度
事業位置	※全庁
事業概要	本町に点在する歴史文化遺産を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町に点在する歴史文化遺産は、町外の方のみならず町民の認識も低下している。本事業の実施により、町民のみならず町外の方の歴史的風致の認識が向上することで歴史的風致の維持向上に寄与する。



講演会の様子

第6章 歴史的風致維持向上計画の整備及び管理に関する事項 177

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第6章 177	第6章 177	平成26年度～平成35年度	平成26年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P178)

事業No. 事業名	17. 歴史的古文書保存活用事業
整備主体	沼田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成28年度～35年度
事業位置	町全域
事業概要	文化財に指定されていない古文書等の文化遺産について、後世に継承するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。  経年劣化による損傷が進行している古地図
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町には、文化財として指定されていない古文書等が多数存在するものの、経年劣化による損傷が進行している。特に、町が保有している明治初期に作成された『大絵図』は、建礼正殿の守則であり、歴史的価値と古来の町割りを表したものであるとして、町が行っている各論策にも活用されているものの、経年劣化と複写とない活用により、損傷が激しく、虫食いや折れも見られる。本事業の実施により、古文書等が保存修理されるとともに、データ化により今後のまちづくりを活用が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

178 第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項

新

(P178)

事業No. 事業名	17. 歴史的古文書保存活用事業
整備主体	沼田町
支援事業名	町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成28年度～令和5年度
事業位置	町全域
事業概要	文化財に指定されていない古文書等の文化遺産について、後世に継承するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。  経年劣化による損傷が進行している古地図
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町には、文化財として指定されていない古文書等が多数存在するものの、経年劣化による損傷が進行している。特に、町が保有している明治初期に作成された『大絵図』は、建礼正殿の守則であり、歴史的価値と古来の町割りを表したものであるとして、町が行っている各論策にも活用されているものの、経年劣化と複写とない活用により、損傷が激しく、虫食いや折れも見られる。本事業の実施により、古文書等が保存修理されるとともに、データ化により今後のまちづくりに活用が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

178 第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第6章 178	第6章 178	平成28年度～35年度	平成28年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正

旧

(P179)

<p>エ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する事業</p>	
<p>事業No. 18. 民謡音楽文化財等伝承支援事業</p> <p>事業名 民謡音楽文化財等伝承支援事業</p> <p>発着主体 沼田町</p> <p>支援事業名 町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（創なみ構想推進事業の効果促進事業）の活用を補助</p> <p>事業期間 平成27年度～平成35年度</p> <p>事業位置 町全域</p> <p>事業概要 神楽祭等の祭礼や村楽等の伝統芸能を行っている活動団体に対して、活動の維持や後継者育成に関する活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。</p>	 <p>伝統芸能（舞児舞）</p>
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>祭礼や伝統芸能は、少子高齢化等の影響による担い手不足や、地域住民や活動団体の負担が大きいため、後継者育成が図られていない。本事業の実施により、祭礼や伝統芸能に参加する地域住民や活動団体の負担軽減を図るとともに、後継者育成が図られ、活動が継承されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	
<p>事業No. 19. まちづくり団体設立支援事業</p> <p>事業名 まちづくり団体設立支援事業</p> <p>発着主体 沼田町</p> <p>支援事業名 町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（創なみ構想推進事業の効果促進事業）の活用を補助</p> <p>事業期間 平成26年度～令和5年度</p> <p>事業位置 町全域</p> <p>事業概要 重点区域である茨田地区及び沼田高町等区域において、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の設立を支援する。</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>重点区域内の歴史文化遺産を創出したまちづくりを推進する上では、行政の取組みだけでなく、地域住民等との協働による取組みが必要不可欠である。本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が設立され、歴史文化遺産の保存・活用に係る活動が継承されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

第18章 歴史的風致維持向上施設の新築及び整備に関する事業 179

新

(P179)

<p>エ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する事業</p>	
<p>事業No. 18. 民謡音楽文化財等伝承支援事業</p> <p>事業名 民謡音楽文化財等伝承支援事業</p> <p>発着主体 沼田町</p> <p>支援事業名 町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（創なみ構想推進事業の効果促進事業）の活用を補助</p> <p>事業期間 平成27年度～令和5年度</p> <p>事業位置 町全域</p> <p>事業概要 神楽祭等の祭礼や村楽等の伝統芸能を行っている活動団体に対して、活動の維持や後継者育成に関する活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。</p>	 <p>伝統芸能（舞児舞）</p>
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>祭礼や伝統芸能は、少子高齢化等の影響による担い手不足や、地域住民や活動団体の負担が大きいため、後継者育成が図られていない。本事業の実施により、祭礼や伝統芸能に参加する地域住民や活動団体の負担軽減を図るとともに、後継者育成が図られ、活動が継承されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	
<p>事業No. 19. まちづくり団体設立支援事業</p> <p>事業名 まちづくり団体設立支援事業</p> <p>発着主体 沼田町</p> <p>支援事業名 町単独事業 ※社会資本整備総合交付金（創なみ構想推進事業の効果促進事業）の活用を補助</p> <p>事業期間 平成26年度～令和5年度</p> <p>事業位置 町全域</p> <p>事業概要 重点区域である茨田地区及び沼田高町等区域において、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の設立を支援する。</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>重点区域内の歴史文化遺産を創出したまちづくりを推進する上では、行政の取組みだけでなく、地域住民等との協働による取組みが必要不可欠である。本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に係る団体が設立され、歴史文化遺産の保存・活用に係る活動が継承されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

第18章 歴史的風致維持向上施設の新築及び整備に関する事業 179

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更前	変更後	理由
第6章 179	第6章 179	平成27年度～平成35年度	平成27年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正
第6章 179	第6章 179	平成26年度～平成35年度	平成26年度～令和5年度	

旧

(P180)

<p>事業No. 20. まちづくり団体の育成支援事業</p> <p>事業名 民間団体</p> <p>実施主体 町民団体</p> <p>支援事業名 町民団体事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</p> <p>事業期間 平成27年度～平成35年度</p> <p>事業位置 町全域</p> <p>事業概要 町内に点在する歴史文化遺産を保存・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に関する文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。</p>	<p>事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由</p> <p>町内に点在する歴史文化遺産の保存・活用を図るためには、行政の取組みだけでなく、地域住民や活動団体の協働による取り組みが必要不可欠である。本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に関する取組が促されることにより、市民の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に関する団体が育成され、保存・活用する団体の活動が継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
<p>事業No. 21. 見学・広場に対する意識向上推進事業</p> <p>事業名 見学広場</p> <p>実施主体 町民団体</p> <p>支援事業名 町民団体事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</p> <p>事業期間 平成27年度～平成35年度</p> <p>事業位置 町全域</p> <p>事業概要 見学への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校を随所しながら、津田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に活用するため、学習シートを作成するとともに、授業への学習員等の派遣、文化財の見学見学の町民の歴史文化への意識向上に資する取組を実施する。</p>	<p>事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由</p> <p>町内に点在する歴史文化遺産は、市民の認識・評価が低下し、見学等への参加意欲も徐々に低下しており、伝承者や活動の担い手がいなくなることによる減失が危惧されている。本事業の実施により、町内各所からの文化財意識が向上し、後継への伝承者や活動の担い手の育成が図られ、育成された後継者・担い手により保存管理・活用が行われることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

180 第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項

新

(P180)

<p>事業No. 20. まちづくり団体の育成支援事業</p> <p>事業名 民間団体</p> <p>実施主体 町民団体</p> <p>支援事業名 町民団体事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</p> <p>事業期間 平成27年度～令和5年度</p> <p>事業位置 町全域</p> <p>事業概要 町内に点在する歴史文化遺産を保存・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に関する文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。</p>	<p>事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由</p> <p>町内に点在する歴史文化遺産の保存・活用を図るためには、行政の取組みだけでなく、地域住民や活動団体の協働による取組が必要不可欠である。本事業の実施により、歴史文化遺産の保存・活用に関する取組が促されることにより、市民の意識向上が図られる。また、歴史文化遺産の保存・活用に関する団体が育成され、保存・活用する団体の活動が継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
<p>事業No. 21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業</p> <p>事業名 見学広場</p> <p>実施主体 町民団体</p> <p>支援事業名 町民団体事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討</p> <p>事業期間 平成27年度～令和5年度</p> <p>事業位置 町全域</p> <p>事業概要 見学への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校を随所しながら、津田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に活用するため、学習シートを作成するとともに、授業への学習員等の派遣、文化財の見学見学の町民の歴史文化への意識向上に資する取組を実施する。</p>	<p>事業が歴史 的風致の維 持向上に寄 与する理由</p> <p>町内に点在する歴史文化遺産は、市民の認識・評価が低下し、見学等への参加意欲も徐々に低下しており、伝承者や活動の担い手がいなくなることによる減失が危惧されている。本事業の実施により、町内各所からの文化財意識が向上し、後継への伝承者や活動の担い手の育成が図られ、育成された後継者・担い手により保存管理・活用が行われることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

180 第6章 歴史的風致維持向上施策の整備及び管理に関する事項

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 前	変更 後	理由
第6章 180	第6章 180	平成27年度～平成35年度	平成27年度～令和5年度	改元に伴う元号表記の改正
第6章 180	第6章 180	平成27年度～平成35年度	平成27年度～令和5年度	

旧

(P184)

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補
歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

名称	写真	所在地	所有者	その他
1 岩城家住宅		郡山	個人	
2 西崎家住宅		郡山	個人	
3 新成門		郡山	個人	
4 中村家住宅		郡山	郡山市	町指定文化財
5 正岡坊		高崎川	個人	
6 新井坊		高崎川	郡山市	

184 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

新

(P184)

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補
歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

名称	写真	所在地	所有者	その他
1 岩城家住宅		郡山	個人	
2 西崎家住宅		郡山	個人	
3 新成門		郡山	個人	
4 中村家住宅		郡山	郡山市	町指定文化財 歴史的風致形成建造物 指定年月日追記 指定番号追記
5 正岡坊		高崎川	個人	
6 新井坊		高崎川	郡山市	

184 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 前	変更 後	理由
第7章 184	第7章 184	(4 中村家住宅「その他」欄) 町指定文化財	町指定文化財 歴史的風致形成建造物 (平成31年3月27日指定) 指定番号：2	歴史的風致形成建造物の指定に伴う指定年月日等の追記

旧	新
---	---

(P186)

名称	写真	所在地	所有者	その他
11 了兼坊		英彦山	個人	
15 富士屋旅館		英彦山	個人	
16 御母坊		英彦山	個人	
17 板倉		英彦山	宗財法人	兵庫県立歴史博物館
18 英彦山神宮土御		英彦山	宗財法人	
19 英彦山神宮土宮		英彦山	宗財法人	
20 英彦山神宮参道(所道1号)		英彦山	高田町	

186 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

(P186)

名称	写真	所在地	所有者	その他
11 了兼坊		英彦山	個人	
15 富士屋旅館		英彦山	個人	
16 御母坊		英彦山	個人	
17 板倉		英彦山	宗財法人	兵庫県立歴史博物館
18 英彦山神宮土御		英彦山	宗財法人	
19 英彦山神宮土宮		英彦山	宗財法人	
20 英彦山神宮参道(所道1号)		英彦山	高田町	歴史的風致形成建造物の指定に伴う指定年月日等の追記

186 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

変更後 章	後 ページ	変更前 章	前 ページ	変	更	前	変	更	後	変	更	理	由
第7章	186	第7章	186	(20 英彦山神宮参道「その他」欄)								歴史的風致形成建造物 (平成31年3月27日指定) 指定番号：1	歴史的風致形成建造物の指定に伴う指定年月日等の追記

旧				新			
(P184)				(P184)			
変更後 章 ページ	変更前 章 ページ	変更 前	変更 後	変更 理	由		
奥付	184	奥付	184	発行日 平成26年5月 変更日 平成27年3月	平成26年5月 平成27年3月 (2版) 平成31年3月 (3版) 令和3年3月 (4版)	改訂履歴の記載	